

---

# しずおか色彩・デザイン指針

## 第5版

-静岡県における景観形成の指針-

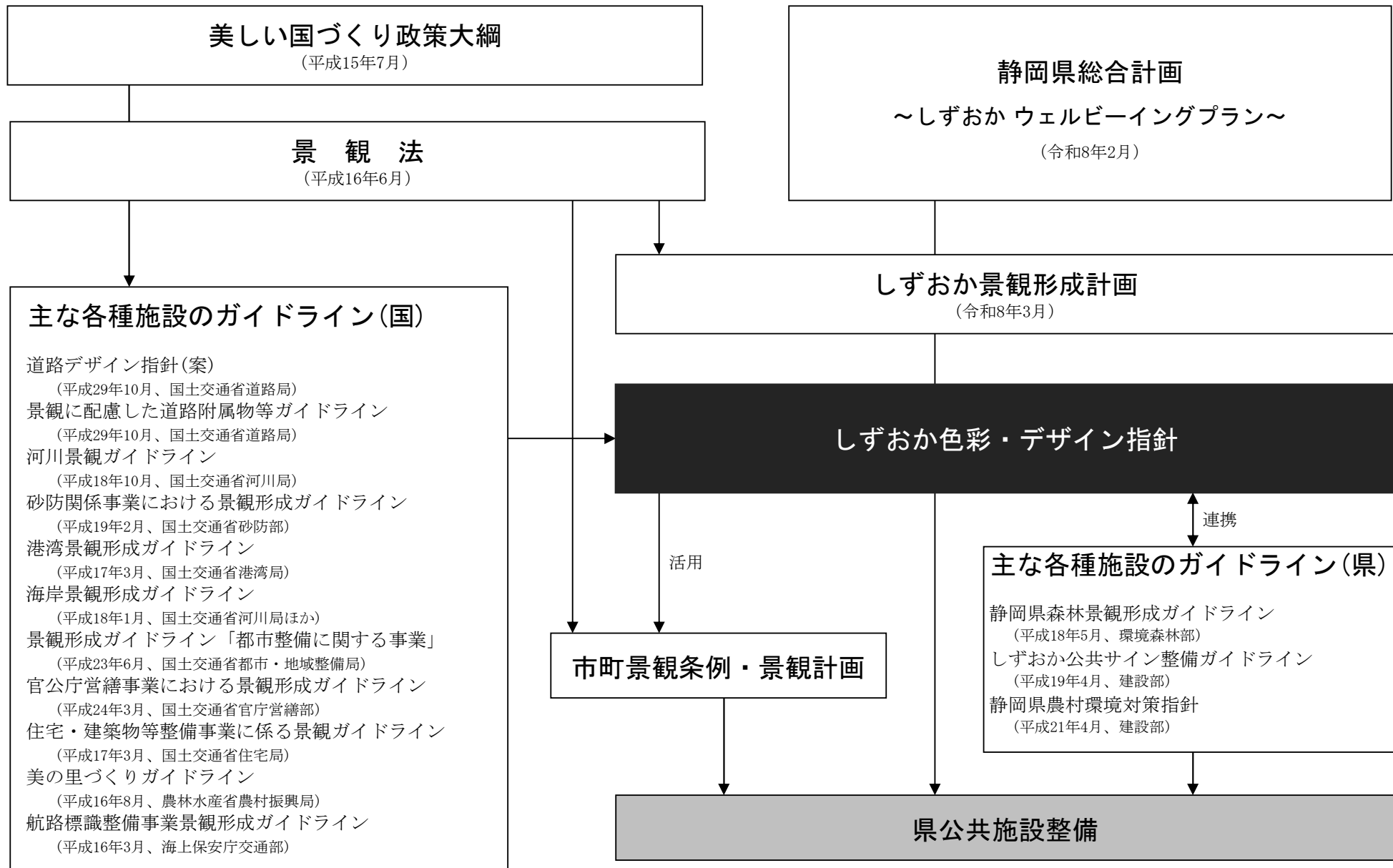
---

静岡県

# 目次

本指針の位置づけ	1	1-4 歩道橋	38
指針の構成	2	1-5 舗装	41
		1-6 道路附属物	45
<b>第1章 基本事項</b>		2 河川・海岸	49
1 指針の目的	4	2-1 水門・樋門	49
2 指針の適用範囲	5	2-2 堤防	51
3 景観形成の基本事項	6	2-3 護岸	52
4 景観の基礎知識（色彩）	13	2-4 防護柵等附属物	54
(1)時代に左右されない色を選択する	14	3 その他	55
(2)時間の変化に対応できる色を選択する	15	3-1 法面・擁壁	55
(3)素材そのものが持つ特性を活かす	16	3-2 植栽	58
(4)全体の統一性をコーディネートする	17	3-3 防護柵等附属物	60
【参考】マンセル表色系とは？	18	3-4 防風ネット	61
5 景観の基礎知識（デザイン）	19		
(1)デザインの観点	20	<b>第3章 教養編</b>	
(2)デザインの対象	21	1 道路	64
【参考】景観を把握するための要素	22	2 河川・海岸	68
【参考】景観の種類	23	3 砂防・治山	72
		4 港湾・漁港	73
<b>第2章 ルール編</b>		5 公園	75
主要構造物の色彩・デザイン	26	6 農地・農業用施設	77
1 道路	27	7 森林	79
1-1 沿道景観の類型化	28	8 公共建築物	81
1-2 防護柵	30		
1-3 橋梁	35	写真提供	85

# 本指針の位置づけ



# 指針の構成

## 第1章 基本事項

- 1 指針の目的
- 2 指針の適用範囲
- 3 景観形成の基本事項
- 4 景観の基礎知識（色彩）
- 5 景観の基礎知識（デザイン）

第1章は、公共事業で景観形成に取り組む上での基礎的な事項をまとめている。

## 第2章 ルール編

### 主要構造物の色彩・デザイン

- 1 道路 | 1-1沿道景観の類型化, 1-2防護柵, 1-3橋梁, 1-4歩道橋, 1-5舗装, 1-6道路附属物
- 2 河川・海岸 | 2-1水門・樋門, 2-2堤防, 2-3護岸, 2-4防護柵等附属物
- 3 その他 | 3-1法面・擁壁, 3-2植栽, 3-3防護柵等附属物, 3-4防風ネット

第2章は、防護柵や橋梁など主要構造物の景観形成における統一ルールをまとめている。

## 第3章 教養編

- |         |            |
|---------|------------|
| 1 道路    | 5 公園       |
| 2 河川・海岸 | 6 農地・農業用施設 |
| 3 砂防・治山 | 7 森林       |
| 4 漁港・港湾 | 8 公共建築物    |

第3章は、道路、河川といった公共施設の種類に応じて、景観づくりのために特に留意すべき事項をまとめている。それぞれの施設において、留意すべき事項をわかりやすくするため、より具体的な景観形成事例について、写真やイラストを使いながら記載している。記載内容はあくまで一例であり、公共事業の実施に当たっては、これらを参考にそれぞれの事業にあった景観形成を検討すること。なお、各施設の最初のページには、参考となるガイドラインや指針などの一覧を掲載している。

### 【別冊】

○運用編 指針の運用（検討の流れ、専門家による検討が必要な施設）  
関係法令（景観法、その他）

○事例編  
（公共事業の景観検討事例集）

# 第1章 基本事項

---

第1章は、公共事業で景観形成に取り組む上での基本的な事項をまとめている。

# 1 指針の目的

「しずおか色彩・デザイン指針」（以下「本指針」という。）は、地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい景観の形成や保全をはかることを目的として、景観的に優れた設計、工事、維持管理等を行うために、必要な視点や考え方等景観形成の方針を示すものである。

## ●指針の目指すところ

場所ごと、時間ごと、担当者ごとで「景観形成の手法」が異なると、それ自体は良くても、全体として見ると統一感がなく、煩雑な印象を与えることがある。

本指針では、設置頻度の高い主要構造物に統一ルールを設けるとともに、それ以外の構造物に関する景観形成の考え方を示すものである。



本指針は、公共事業の景観形成について、満点ではなく及第点をとることを目指した景観形成の方針



世界遺産に登録された富士山をはじめ、日本の茶園や伊豆半島海岸の名勝地など、本県には豊かな景観資源がある。社会基盤を整える公共事業では、景観資源を魅力的に演出するよう景観形成の取組が求められる。

## ●公共事業における景観形成の役割

景観形成の先導的な取組は、公共事業の重要な役割である。公共事業に対するニーズは、安全性の確保や利便性の向上に加え、快適性や地域らしさが求められている。

こうした社会的背景から、地域の魅力を引き出し、暮らしの基盤をつくる公共事業では、優れた景観形成が求められる。

## ●景観形成における県の役割

県の公共事業は、道路、河川、港湾、公園、公共建築物等多岐にわたっており、周辺の景観に与える影響も大きいことから、県は、これら県主体の事業を通じて、県民や市町にとってモデルとなる高品質な公共空間を形成する。



地域を代表する山岳への眺望が得られる道路（敷地の外の地形地物を景観に取込んで印象深い景観をつくりあげている）  
[箱根スカイライン]

## 2 指針の適用範囲

本指針は、県が行う公共事業※のうち、県が管理者となる公共施設を対象とする。

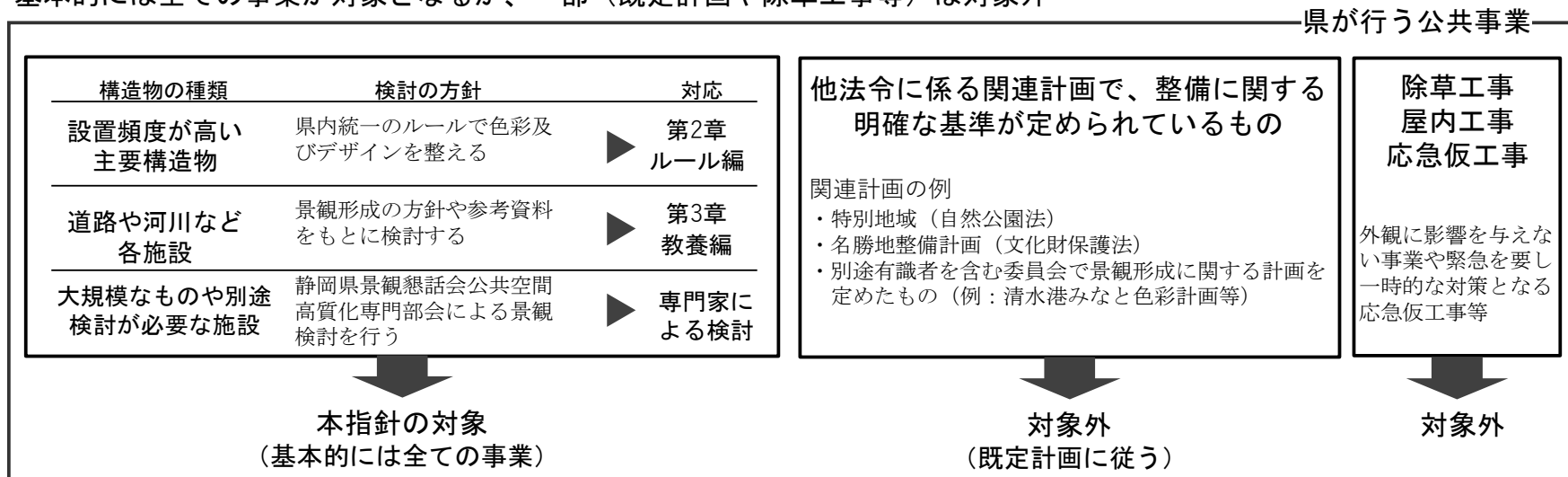
大規模な構造物など周辺景観に大きな影響を与えるものや地域のシンボルとなっているもの、共通ルールで示す事項が施工箇所に対して不相当と判断されるものは、静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会の専門家による検討対象とし、色彩やデザインを検討するものとする。

なお、景観法に基づく景観重要公共施設や、自然公園法に定める特別地域、文化財保護法に基づく名勝地など、他法令や関連計画で整備に関する事項が定められているものは、既定計画に基づいた景観形成を行うものとするが、既定計画の基準が定性的で判断に迷う場合等は、その立地や施設の実態による景観上の重要性を鑑み、上記による専門家の景観検討を行うものとする。

※応急仮工事など緊急かつ一時的な整備や、除草工事や屋内工事など公共空間の景観に影響を及ぼさないものを除く。  
※市町代行業業など、県所管以外の施設の整備をする場合には、管理者となる市町の景観形成基準に従う。

### ●指針の適用範囲

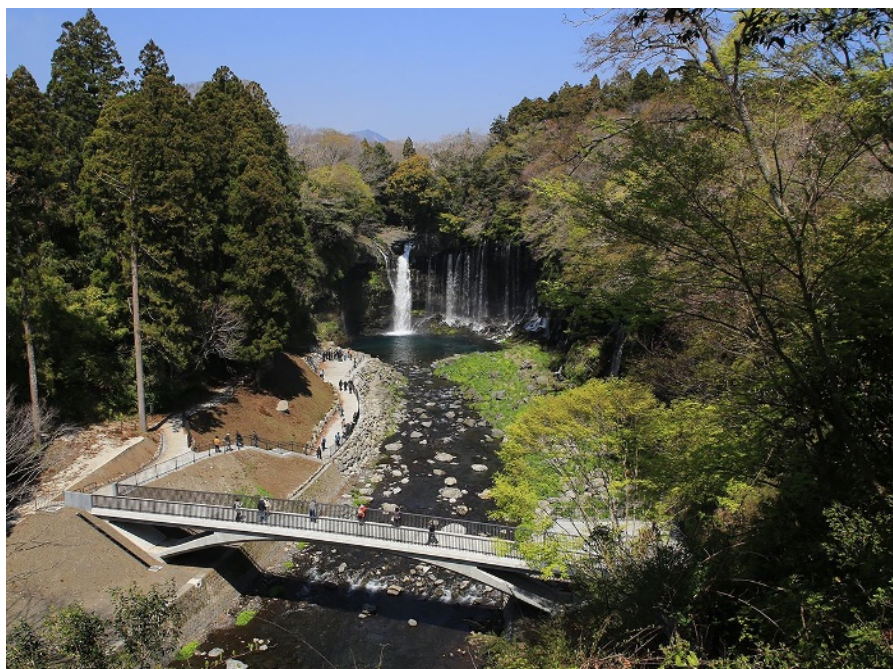
基本的には全ての事業が対象となるが、一部（既定計画や除草工事等）は対象外



### 3 景観形成の基本事項

#### 景観の一般化（「景観は配慮するもの」の意識からのステップアップ）

景観を特別な検討事項とするのではなく、一般的に検討すべき事項とする。



渡るだけの橋から新しい視点場としての橋へと架け替えを行い、展望場や歩行経路を一体的に整備することで、多彩な視点場を提供。（白糸の滝、富士宮市）  
（撮影：安川千秋）

公共事業に対しては、安全性の確保や利便性・快適性の向上に加え、地域らしさが求められている。また、公共事業は、公共空間の質を向上させる取組でなくてはならず、県土の景観形成において先導的な役割を果たすことが求められている。

こうした社会的背景から、公共事業は、単に地域の基盤をつくるという発想の先の、地域の魅力を引き出すための基盤を創るという視点を持つことが重要であり、景観に配慮した公共事業から、景観を主軸とした公共事業へと移行させていく必要がある。

### 3 景観形成の基本事項

#### 県土の景観をより印象深く実感

優れた景観資源や佇まいの魅力を引き出し、分かりやすく示すことが必要である。地域の景観を見てもらうためには、公共施設は最小限の設置に留めることを基本とする。

##### 良好な事例

富士山を正面に拝するパノラマロードは、余分な附属物が設置されていないため、富士山や自然景観の魅力が満喫できる。  
(パノラマロード、裾野市)



##### 改善した事例

駿河湾越しの富士山を眺める際に、侵食対策の構造物が眺望を阻害しているため、構造物の撤去等により、眺望景観の改善を進めている。



平成25年12月時点



令和6年12月時点

参照) 「しずおか景観形成計画」 P44

## 3 景観形成の基本事項

### 周囲の地形特性や自然環境への配慮

県土に与える影響を最小限に留めると同時に、より良い状態に再生できることが必要である。大規模な地形の改変によりその場所の景観価値が減少するなど悪影響が生じないように配慮することを基本とする。

#### 検討が必要な事例

大規模開発のため、背後の山を大きく切り取られた様子。施設がなくなっても、人為的に切り取られた法面は、元に戻すことができないため、大規模な地形の改変は、施工場所を良く検討することが求められる。



#### 良好な事例

山間部に新設された新東名高速道路芝川高架橋の様子。橋脚基礎部に竹割型構造物掘削工法を用いて、掘削面積を最小限に抑えたことで、自然環境への影響を小さくしている。（芝川高架橋、富士宮市）



### 3 景観形成の基本事項

#### 公共施設は景観の脇役—周囲の景観を引き立たせる—

景観の主役は地域の自然景観や暮らしの景観であり、公共施設は個別のデザインコンセプトを持って設計される場合を除き、原則、景観の「脇役」として地域の景観と調和する存在である。そのため、色彩やデザインの設定においては、誘目性（人目を引く性質）を弱めることを基本とする。

##### 検討が必要な事例

ガードレールや対向車注意の標識が絶好の富士山眺望を妨げている様子。対向車注意の標識は、ドライバーからの視認性を考慮しつつ、富士山の眺望を考慮した配置を考えることが必要である。



##### 良好な事例

白い転落防止柵が設置されていたが、維持補修の際にダークブラウンの転落防止柵が整備された様子。転落防止柵は、沿道の自然景観と調和する存在として、山並みや茶畑を景観の主役として引き立たせている。（川根本町）



### 3 景観形成の基本事項

#### 安易な装飾・デザインは不要

見てもらうのは美しい県土景観の姿そのものである。このため、施設の機能と無関係な装飾や、飽きられやすいデザインは使用しないことを基本とする。

##### 検討が必要な事例

地域に人が帰ってくるように願いを込めて「かえる」のデザインが施された橋梁。安易に具現化したイメージは、一時的に話題となっても、飽きられやすいため、周辺景観から違和感のある景観要素となってしまう。



##### 検討が必要な事例

地域の特産物のイラストが描かれたトンネル坑口。海沿いの絶景が広がるロケーションにもかかわらず、突如現れるイラストが目立ちすぎると、周囲の景観の印象が薄くなってしまう。



### 3 景観形成の基本事項

#### 景観と安全性の両立

公共施設は利用者に安全に利用してもらうことが必要であるが、一方で利用者の快適性と、地域の美しい景観に混乱を与えないことが重要である。このため、公共施設は常に景観と安全性の両立を図った良質なデザインを用いることを基本とする。

##### 良好な事例

歩行者の快適性を追及している歩道部の様子。交差点部で車道にハンプをつけて、歩道の縦断勾配は平坦性を確保している。  
(元町、神奈川県)



##### 良好な事例

大阪国際港展望デッキの様子。防護柵が視界に入らない高さになるように、見晴台の視点場が整備されている。安全と景観は相反するものではなく、両者が求める事項を整理して、両立する方法を検討することが求められる。  
(大阪国際空港、兵庫県)



## 3 景観形成の基本事項

### 良質な施設の長期活用

景観に調和した良質なデザインの公共施設を長く使用するため、維持管理そのものが容易な構造・形態等にするとともに、施設を適切に維持管理する。

#### 検討が必要な事例

地域にふさわしい景観を形成するため御影石舗装を湿式工法で施工したが、十分な養生時間が確保できなかったこと等から目地割れや石材破損が頻発し、応急アスファルト補修が点在するまだらな風景が常態化。



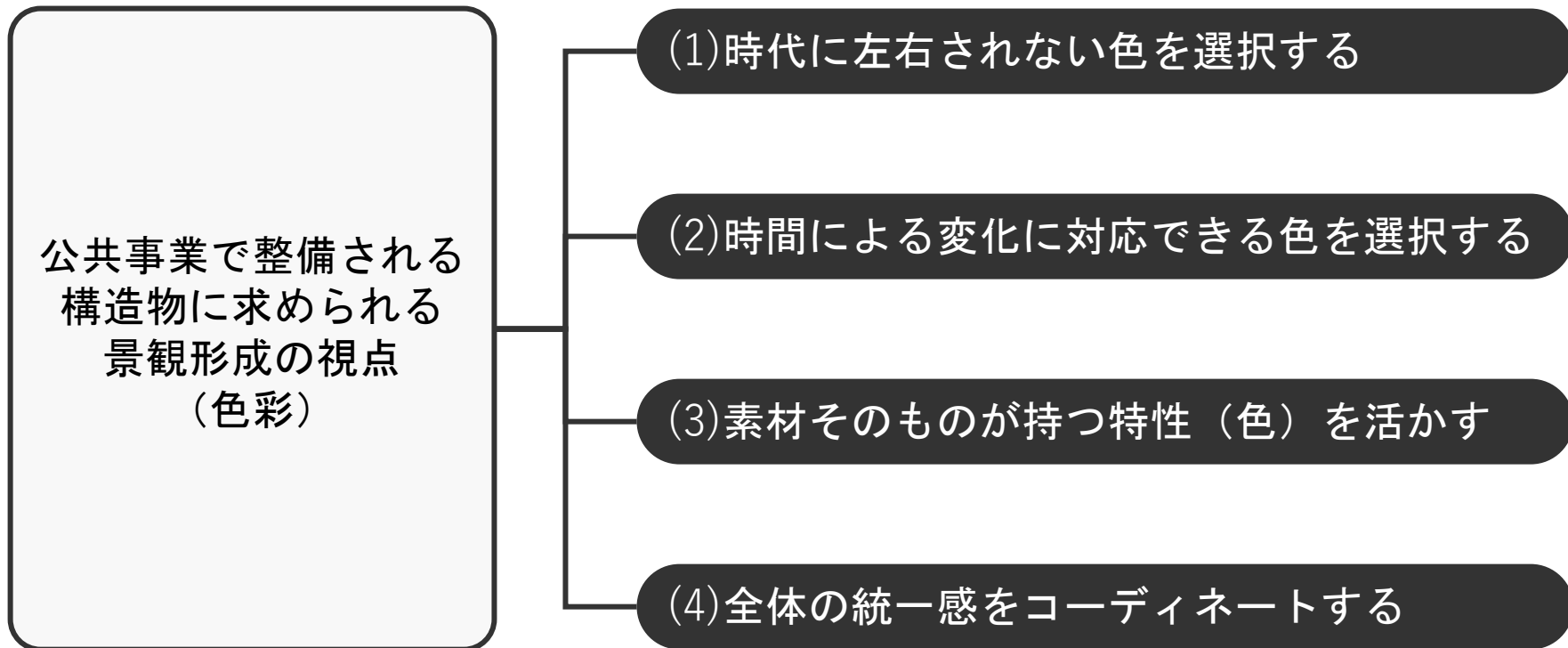
#### 良好な事例

門柱内に開閉装置類を配置することで、上屋や管理階段等が不要となった。構造の単純化による圧迫感の低減、管理対象物の削減による維持管理の省力化が図られている。（月浜第一水門、宮城県）



参照) 「しずおか景観形成計画」 P44

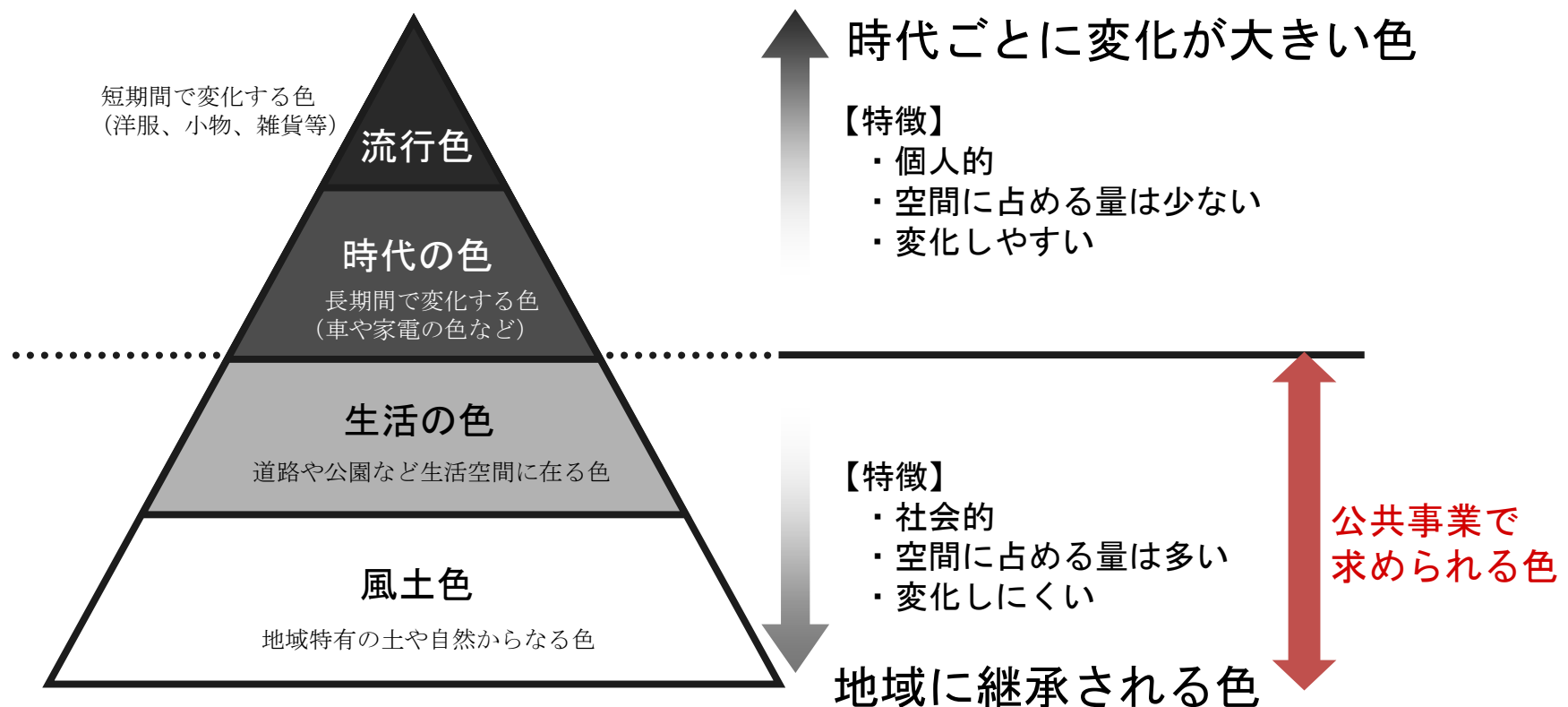
## 4 景観の基礎知識（色彩）



## 4 景観の基礎知識（色彩）

### (1) 時代に左右されない色を選択する

公共事業で整備される構造物に求められる色彩は、時代や流行に左右されない色を選択することが求められる。



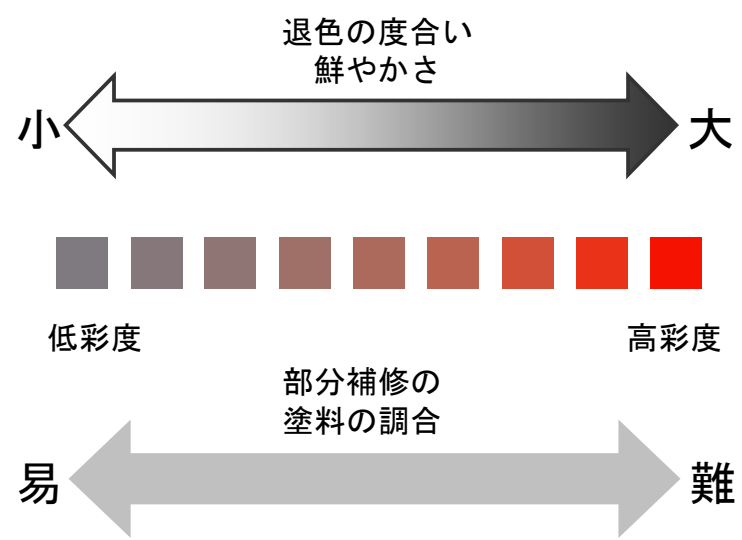
# 4 景観の基礎知識（色彩）

## (2) 時間の変化に対応できる色を選択する

耐用年数が長い公共施設の色は、経年変化による退色や、季節で変わる自然の色への対応が必要である。

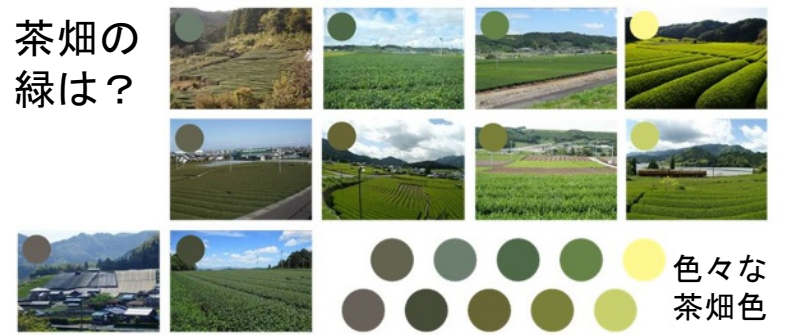
### ●退色による色の変化

公共施設は耐用年数が長いので、補修のことも考えた色を選ぶことが重要となる。高彩度の色は、退色の度合いが大きく、部分的な補修時の塗料の調合が難しい。



### ●季節による色の変化

公共施設は季節の変化に左右されない色を選ぶことが求められる。迷ったときは10YRの低彩度色を選ぶこと。  
(空や水面の青、森の緑という考え方で成功する例は極めて少ない)



自然の色は季節によって変化



土地に根付く「土壌」や「幹」、「畦」の色は一年を通じ変化の少ない自然界の基調色

これらの大半は「10YR系の色相」

# 4 景観の基礎知識（色彩）

## (3) 素材そのものが持つ特性を活かす

必要のない限り、素材の持つ色を活かすことを基本とし、経年変化による景観との調和効果を活用する。

### ● 構造物の色彩と経年変化

	コンクリート	石	木材	レンガ	金属	擬木、擬石
施工直後の色彩						
	ほとんど無彩色 打設直後はN8～9程度	色相・明度・彩度ともにバリエーション豊富	樹種によって異なる 色相2.5YR～10YR、 明度8～6、彩度3～5程度	色相・明度・彩度ともにバリエーション豊富	素材はほとんど無彩色 独特の強い光沢ある 防蝕が必要な場合は塗装やメッキ処理を施す	素材色風であるが、質感は異なる
数十年後の色彩						
	表面の風化・植物の進入で明度が低下	経年変化で表面が風化され、周辺景観と融和	自然素材は、経年変化で風合いや趣を演出	自然素材は、経年変化で風合いや趣を演出	塗装は経年変化で劣化や退色 定期的なメンテナンスが必要	経年変化による劣化は見苦しく時間とともに違和感が増大

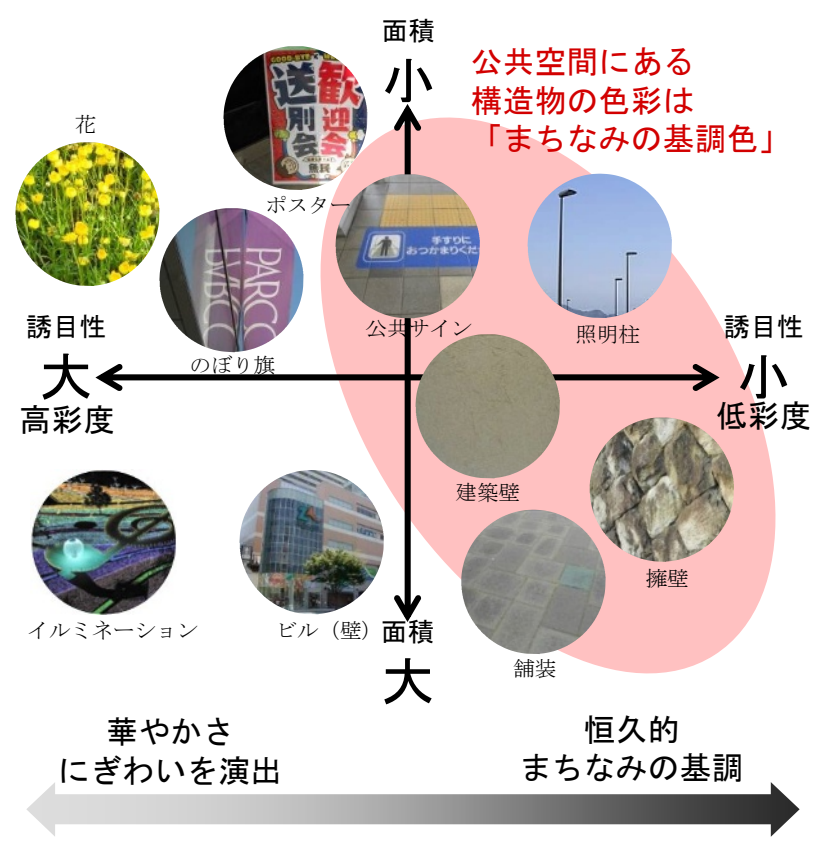
← 素材そのものの色は、エイジングの作用で周囲の景観となじむ →  
(素材をうまく活かすと、メンテナンスフリーで時間とともに景観になじむ)

# 4 景観の基礎知識（色彩）

## (4) 全体の統一性をコーディネートする

公共空間にある建造物の色は、彩度が高いと誘目性が強く、色があふれかえると混乱した印象を与える。

### ● 誘目性（目を引く割合）



### ● 空間内の色彩による印象

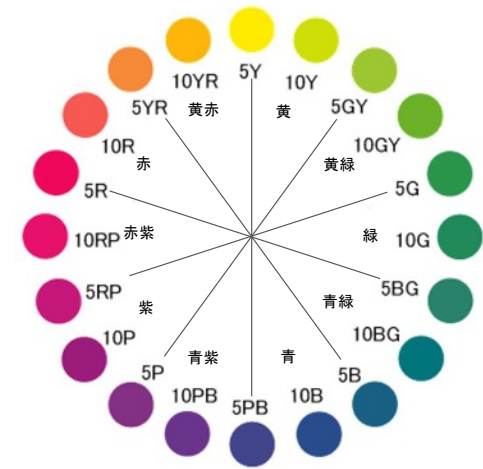


# 【参考】マンセル表色系とは？

マンセル表色系は、色彩を客観的にとらえる方法として確立されたシステムで、「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせによって表現するもの。

これら3つの属性を記号化して表すものをマンセル値という。

- 色相：「色合い」を表す。10種類の基本色の頭文字のアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせて表記。
- 明度：「明るさ」の度合いを表す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。実際には、最も暗い黒で明度1.0程度、最も明るい白で明度9.5程度。
- 彩度：「鮮やかさ」の度合いを0から14程度の数字で表す。鮮やかさのない色彩ほど数字が小さく、無彩色の白・黒・グレー等の彩度は0になる。



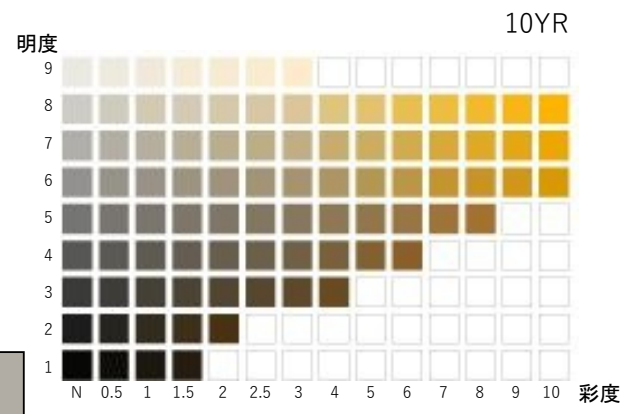
【色相環】

マンセル値の読み方：  
じゅうわいあーる ろく の いち  
 $\frac{10YR}{\text{色相}} \frac{6}{\text{明度}} \frac{1}{\text{彩度}}$

花や昆虫等小さいものは除いて、自然界にある色で最も鮮やかなものは樹木や草の緑といわれ、彩度は6程度、明度は4から6程度。

国土交通省が平成16年度に策定した「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」は、伝統的なまちなみや現代の建築物の外壁は10YR系が基調色であるため、これらとの色彩的な融和や調和の観点から3色（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ）を基本的な色彩として提示している。なお、平成29年度の改定により、10YR系を基調としないまちなみにおける調和を考慮し、オフグレーを検討対象とする旨の注記が追加された。

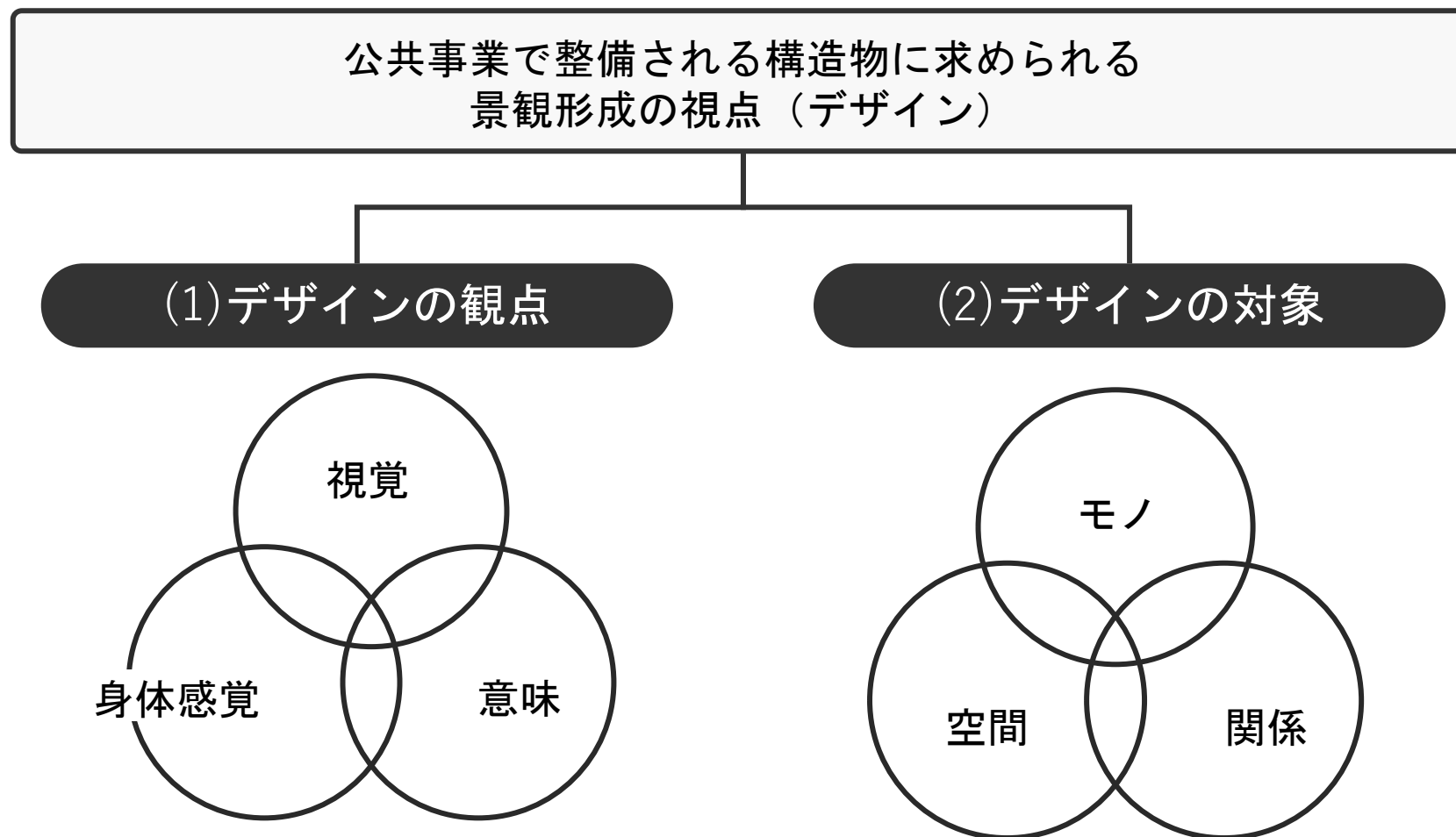
以上を踏まえ本指針においても、公共事業で整備する施設が自然やまちなみの色彩に調和するよう、ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレーを推奨色として設定する。



【明度と彩度】

ダークブラウン 10YR2/1程度	ダークグレー 10YR3/0.5程度	グレーベージュ 10YR6/1程度	オフグレー 5Y7/0.5程度
----------------------	-----------------------	----------------------	--------------------

## 5 景観の基礎知識（デザイン）



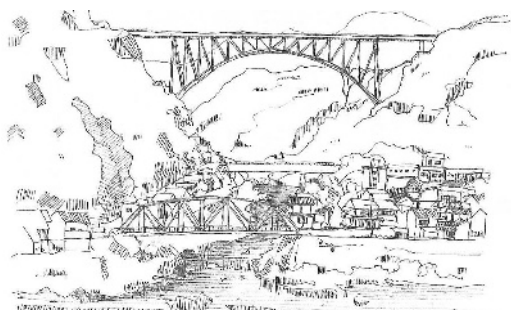
## 5 景観の基礎知識（デザイン）

### (1) デザインの観点

公共事業のデザインは、スケールも大きく立体的なものを扱うために、広い視野から考える必要がある。デザインを考える上で必要な観点は、目で見てどうか（視覚）、体で感じてどうか（身体感覚）、言葉で考えてどうか（意味）の3点に整理することができる。

#### ●視覚的な観点

対象となる構造物を含む風景を眺め、問題がないか考える。風景の構図のバランスや、構造物が不安定に見えないか、近景や遠景はどうか等、視覚でとらえることができる姿形を検討する。



出典：橋の景観デザインを考える（篠原修・鋼橋技術研究会編）

大規模な橋は、地域に新たな景観を創出するために、地域の将来イメージを先導する役割なども考慮する必要がある。

#### ●身体感覚的な観点

公共施設は遠くから眺めるだけでなく、施設の上下空間に人が入り込み、動き回る。利用者が体で感じる使いやすさや、居心地の良さを考えることが必要となる。



歩道と一体的にデザインされている橋詰広場の様子。橋際のたまり場という雰囲気があり、橋の優れた視点場となっている。（南高橋、東京都）

#### ●意味的な観点

人は見るものから何らかの意味を読みとる。意味による観点は、社会や時代により価値基準が変化しやすいものである。場所にふさわしいデザインを意味の観点から考えて、場違いなものをつくらないように注意する。



イベント開催中にはぎやかな印象を与えてくれた塗装も、イベントが終わった後では、落書きと受け取られることもある。公共施設は、長期間使われることを鑑みて、一時の話題づくりで安易に装飾を施すことはやめること。

## 5 景観の基礎知識（デザイン）

### (2) デザインの対象

公共事業で整備する施設は橋でも、道路でも、護岸でも、物理的な「モノ」であるが、そのデザインの過程は、橋桁、道路の舗装、護岸のコンクリートをどうするかだけでなく、それらによってつくられる「空間」をどうするか、周辺の他の要素との「関係」をどうするかについてもデザインの対象となる。つまり、モノ、空間、関係の3つの観点から対象を操作してデザインすることが重要である。

#### ●モノのデザイン

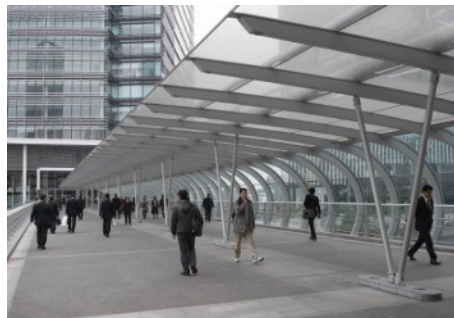
モノの姿形によさとは、芸術的な美しさというよりは、眺めたときに違和感を与えない形、ゆがんで見えたり唐突に見ることがない、素直な形になる。そのような形は、自然が長い時間をかけて作り上げた地形や、歴史的な構造物の形などに学ぶことができる。



新東名富士川橋は、等間隔に配置された支柱がリズム感を出して、スッキリとしたデザインとなっている。

#### ●空間のデザイン

公共施設のデザインは、構造物の形をつくるだけでなく、構造物により創出される空間をつくることでもある。そのため、構造物とその周辺を利用する人が動く空間をどのようにデザインするかが大切となる。



はまみらいウォークは、シンプルなデザインで利用者が快適に使うことができる空間を作り出している。

#### ●関係のデザイン

整備される公共施設が、既存の風景全体の中での位置づけなど他の要素との関係を考えることが重要である。橋であればその下を流れる川、隣接橋梁、背景となる山との関係に対して、構図としてのまとまりやスケールのバランス、色彩や形の相性を上手く調整することが必要となる。



新東名都田橋は、斜長橋のタワーの高さを山の稜線を遮らないようにデザインし、山間部との調和が工夫されている。

## 【参考】 景観を把握するための要素

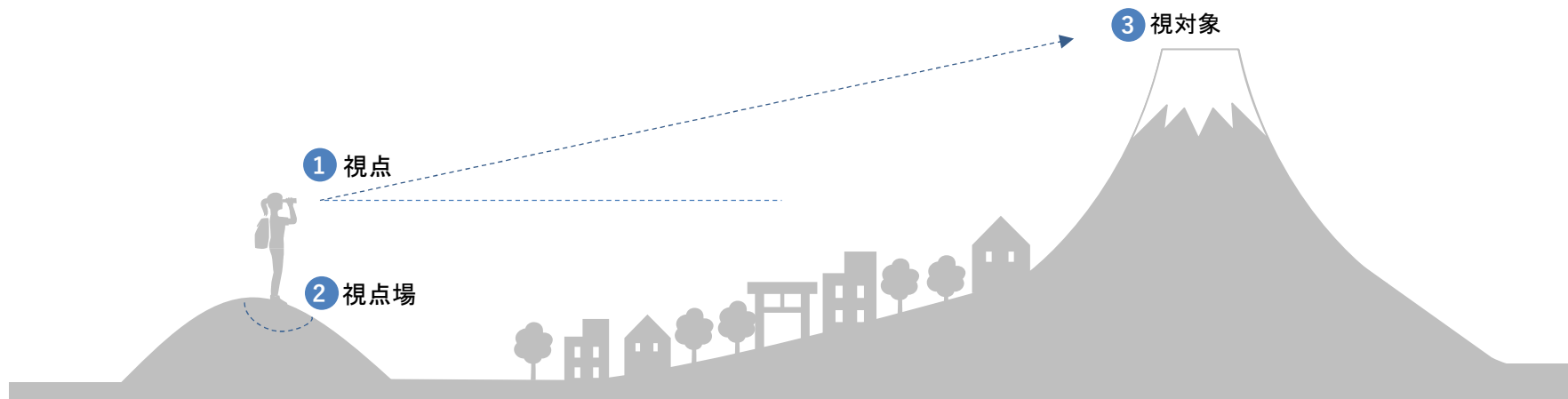
視点場とは、視点が存在する場所であり、景観を眺めている人びとが立ったり座ったりしている場所、景観を眺める場所のことをいう。典型的な視点場は、展望台のような場所になる。しかし、このような特別な場所でなくとも、人びとが景観を眺めるあらゆる場所が視点場となり得る。例えば、自動車に乗って景観を眺めているというような状況を考えたときには、視点場は自動車の中に存在し、自動車とともに道路上を移動していく。

### ● 景観を把握するための主な要素

① **視点** 視点とは景観を眺める人の位置。同一対象であっても、それを眺める位置（座ったり、立ったり、寝ころんだり）が変わることで、景観の見え方は大きく影響を受ける。

② **視点場** 視点場とは、視点が存在する場所。すなわち、景観を眺めている人々が立ったり座ったりしている場所、景観を眺める場所のことをいう。

③ **視対象** 視対象とは、人々に意識的に眺められる（あるいは眺めて欲しい）対象物。それは、橋やダム等の人工物でも、山や川等の自然物でもあり得る。橋梁景観、ダム景観、山岳景観、河川景観等の言葉は、ある景観の中の視対象を明示的に表している。



## 【参考】景観の種類

### ●内部景観と外部景観

視点と視対象の位置関係で定義される景観で、特に重要なものに内部景観と外部景観がある。例えば道路の内部景観とは、走行中の車の中（道路の内部）から外を眺めた景観のことであり、外部景観とは道路の外部から道路を眺めた景観のことをいう。



新東名高速道路の内部景観  
(新静岡ICから新清水IC区間)



薩埵峠から眺めた東名高速道路の外部景観

### ●シーン景観とシークエンス景観

視点の動きに着目して定義される景観で、シーン景観とシークエンス景観がある。シーン景観とは、視点が固定されて眺める景観のことであり、シークエンス景観は視線が連続的に変化する景観のことをいう。

事例) 国道1号のシークエンス景観



箱根峠付近 (函南町)



静岡市清水区蒲原地内



静岡市葵区柴町地内



島田市志戸呂地内



新天竜川橋付近 (磐田市)



## 第2章 ルール編

---

第2章は、公共事業で整備する出現頻度の高い構造物の色彩・デザインに関する共通ルールをまとめている。

沿道の景観特性に応じた区分ごとに、主要構造物の推奨色やデザインを示すなど、効率的な事業の推進と良好な景観形成の両立を図るものである。

# 主要構造物の色彩・デザイン

第2章は、公共事業で整備する出現頻度の高い構造物の色彩・デザインに関する共通ルールをまとめている。

公共施設の計画においては、場所ごとの景観特性に応じた検討が必要であるが、全ての構造物を対象に景観検討を行うことは、現実的に困難である。ルール編では、出現頻度の高い構造物の推奨色やデザインを示すなど、効率的な事業の推進と良好な景観形成の両立を図るものである。

ルール編で示す推奨色やデザインが、良好な景観を形成する上で最適の答えということではない。施工箇所の景観特性によっては、さらに適した色彩やデザインがあることも想定される。このような場合には、専門家による検討対象として、現地の状況に応じた色彩・デザインを検討することとする。

第2章のルール編で整理する色彩やデザインは、以下に示す構造物を対象とする。

- |   |
|---|
| 1 道路<br>1-1沿道景観の類型化, 1-2防護柵, 1-3橋梁, 1-4歩道橋, 1-5舗装, 1-6道路附属物 |
| 2 河川・海岸<br>2-1水門・樋門, 2-2堤防, 2-3護岸, 2-4防護柵等附属物               |
| 3 その他<br>3-1法面・擁壁, 3-2植栽, 3-3防護柵等附属物, 3-4防風ネット              |

※施工箇所が景観計画の景観重要公共施設や自然公園法の特別地域など他法令で色彩やデザインに関する留意事項が定められている場合は、それらの基準に準拠すること。

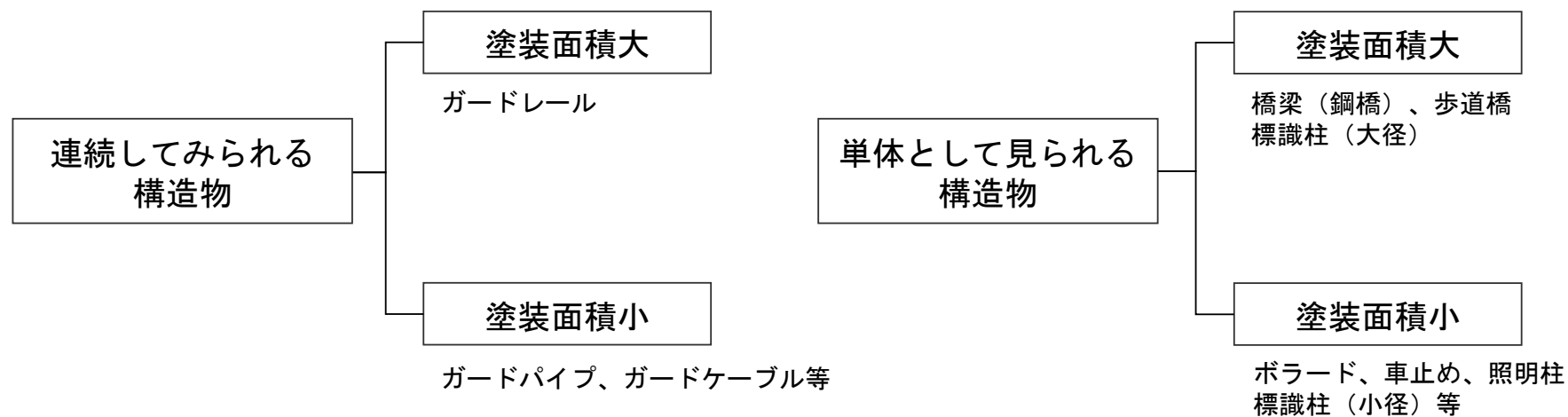
※大規模なもの、地域のシンボル、色彩やデザインについて判断に迷うもの等は、事務所景観検討会議や専門家による検討案件として個別検討をすること。

# 1 道路

景観特性は、路線の地形や沿道の土地利用状況等により異なることから、山間地、田園地、住宅地、商業地、工業地、自然地、歴史的まちなみの区分に類型化し、区分ごとに必要に応じた細区分を設けて、景観特性を整理する。

各区分の色彩環境から地域景観と調和する推奨色を設定する。

構造物の推奨色は、構造物の設置状況により「連続して見られる構造物」と「単体として見られる構造物」に区分し、さらに構造物の塗装面積の大小に応じて設定する。



塗装面積の大小により、色を与える印象は異なってくる。例えば、暗い色が小さな面積である場合は気にならなくても、面積が大きくなると、圧迫感を感じさせることがある。そのため、景観特性が同じ場合でも、構造物の面積によって、推奨色が異なる場合がある。推奨色が異なる場合でも、その色彩は同色相の色合いのため、異なる推奨色の構造物が同じ場所に設置されたとしても、統一感は保たれる。

# 1 道路

## 1-1 沿道景観の類型化

### 山間地

#### ■ 森林（針葉樹）

山間地を通過する区間の沿道で、植林（針葉樹）の濃い緑・やや暗い景観を呈している。斜面地を通過する区間が多く、山側は法面、谷側に樹林が見られる。また、谷側に、眺望が開けている区間もある。



#### ■ 森林（広葉樹）

山間地を通過する区間の沿道で、自然植生（広葉樹）の明るく・軽やかな景観を呈している。斜面地を通過する区間が多く、山側は法面、谷側に樹林が見られる。また、谷側に、眺望が開けている区間もある。



#### ■ 地形優先

擁壁や法面のやや暗い景観を呈している。地形の起伏が激しく、沿道土地利用が景観として意識されず、沿道に擁壁や法面が多く見られる。



### 田園地

#### ■ 茶畑・果樹園

茶葉や果樹の葉は明るく・軽やかな緑の景観を呈している。背景や遠景には、森林・樹林地の濃い緑が見られる。また、季節によって葉の色は大きく変化する。



#### ■ 芝地・田

芝や稲は明るく・軽やかな緑の景観を呈している。季節によって葉の色は大きく変化する（初夏は軽やかな緑、秋は稲穂の色、冬は土壌の色）。背景や遠景には、森林・樹林地の濃い緑が見られる。



#### ■ 農山村集落・荒地

生垣や宅地内植栽などによる緑量は比較的豊かな景観を呈している。荒地では、草の緑や裸地の土の景観を呈している。背景や遠景には、森林・樹林地の濃い緑が見られる。



# 1 道路

## 1-1 沿道景観の類型化

### 住宅地

#### ■ 既成住宅地・郊外新住宅地

既成住宅地は、板壁、屋根瓦、宅地内緑地や生垣など様々な形態・色彩の住宅が落ち着いた景観を呈している。郊外住宅地では、吹付壁や新建材の壁、塀や宅地内植栽など様々な形態・色彩の住宅が明るい景観を呈している。



### 商業地

#### ■ 沿道商業地

屋外広告物や建物の外壁など様々な形態・色彩の建築物・工作物が乱立し、雑然とした景観を呈している。明度・彩度の高い色彩が多く見られる。



#### ■ 都市商業地

駅周辺の都市の中心部などには、中高層の商業・業務建築物、個人商店等様々な形態・意匠の建築物が集積し、にぎやかな景観を呈している。沿道の建物の外壁は沿道商業地ほど明度・彩度は高くない。



### 工業地

#### ■ 工業地

工場の外壁、設備や塀など無機質で人工的な景観を呈している。敷地の外周には緑化により、緑が見られる。景観の基調色は、外壁や塀などの灰色を主とした色相である。



### 歴史的まちなみ

#### ■ 歴史的まちなみ

漆喰や瓦などによる建築物や、沿道に石畳、松並木の落ち着いた景観を呈している。歴史的建造物や沿道の並木などが見られる。



なまこ壁のまちなみ (松崎町)



ペリーロード (下田市)

### 自然地

#### ■ 湖・河川

川面や湖水面、空などの明るく開放的な景観を呈している。沿岸には森林、住宅地、工業地など多様な色彩が見られる。



#### ■ 海岸・港湾・漁港・漁村集落

水平線や海水面、空などの明るく開放的な景観を呈している。近景は磯浜・岩礁、漁港・港湾施設が見られ、背景や遠景は森林・樹林地の濃い緑が見られる。



※静岡県地理情報システム(GIS)に路線ごとの区分を掲載。(都市計画情報/屋外広告物規制情報/沿道景観の特性による区分図)

# 1 道路

## 1-2 防護柵

防護柵の推奨色は、地域特性を考慮し、塗装面積の大小により以下のとおり整理する。なお、括弧内に記載されている推奨色は、設置箇所の特性から推奨色以外の色の選択が望ましいと判断される場合に用いることができる推奨色である。

### ●色彩の留意事項

		塗装面積小 ガードパイプ、ガードケーブル等	塗装面積大 ガードレール
山間地	森林（針葉樹） 地形優先	ダークグレー（ダークブラウン）	ダークグレー（ダークブラウン）
	森林（広葉樹）		
田園地	茶畑・果樹園 芝地・田 農山村集落・荒地	ダークブラウン	グレーベージュ
住宅地	既成住宅地・郊外新住宅地		
商業地	沿道商業地 都市商業地	ダークグレー（ダークブラウン）	グレーベージュ （亜鉛メッキ）
工業地	工業地		
自然地	湖・河川 海岸・港湾・漁港・漁村集落	ダークブラウン	
歴史的まちなみ	歴史的まちなみ地域	ダークブラウン又はダークグレー	

※工業地及び自然地において、塩害などの対策が必要な箇所は亜鉛メッキも候補とする。

（初期の光沢が景観上好ましくない場合は、リン酸亜鉛処理を検討）

※周辺がYR系を基調としない、比較的明るい色彩を基調とした地域においては、オフグレー（5Y7/0.5程度）も候補とする。

# 1 道路

## 1-2 防護柵

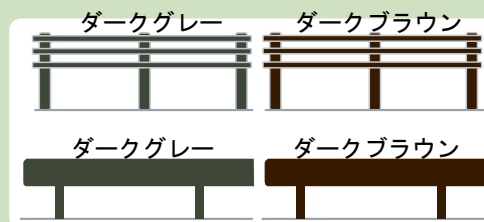
防護柵の推奨色は、地域特性を考慮し、塗装面積の大小により以下のとおり整理する。

山間地

### ■森林（針葉樹）、地形優先

山並みが連続的に変化して見えるシーケンス景観を印象的に眺められるように、森林景観に溶け込むダークグレーを基本とする。

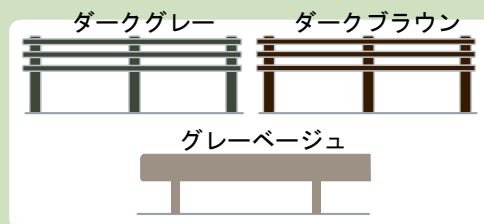
他法令に基づいて、前後区間の防護柵がダークブラウンで施工されている場合には、ダークブラウンの選択を検討する。



### ■森林（広葉樹）

森林景観に溶け込むダークグレーを基本とする。他法令に基づいて、前後区間がダークブラウンで施工されている場合には、ダークブラウンの選択を検討する。

また、塗装面積が大きい場合は、広葉樹の明るく軽やかな景観を踏まえ、グレーベージュを基本とする。

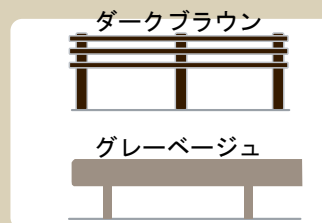


田園地

### ■茶畑・果樹園、芝地・田、農山村集落・荒地

沿道景観は、面的に広がる水田や畑地であり、緑と空のバリエーションである。沿道集落の建物は、低彩度のものが多い。そのため、自然と沿道集落の双方に調和する色として、明度が低いダークブラウンを基本とする。

一方、塗装面積が大きい場合は、重たい印象とならないように、若干明度の高いグレーベージュとする。

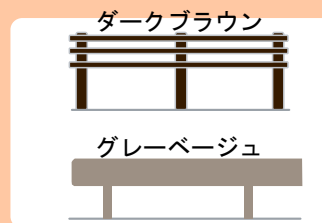


住宅地

### ■既成住宅地・郊外新住宅地

道路沿いに発展した住居地域で、建築様式、形態にあわせ個々の色彩となっている。沿道建物は暖色系の色相にあることが多いため、住宅が密集する区間では、明度の低いダークブラウンを基本とする。

一方、塗装面積が大きい場合には、重たい印象とならないようにグレーベージュとする。



# 1 道路

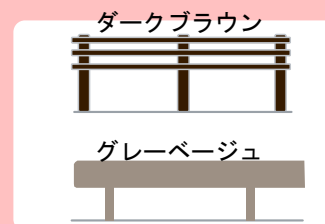
## 1-2 防護柵

防護柵の推奨色は、地域特性を考慮し、塗装面積の大小により以下のとおり整理する。

### 商業地

#### ■沿道商業地、都市商業地

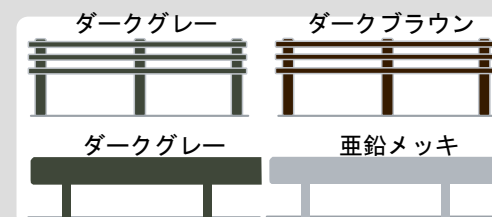
沿道商業地では、郊外型の大型店舗が出店し、彩度の高い看板や店舗が見られ、色彩環境は混乱している。都市商業地では、街路樹や低彩度の落ち着いた建物が多いが、彩度の高い看板やポスターが掲出されている。そのため、様々な色彩が用いられている商業地では、景観における色彩の緩和のため、ダークブラウンを基本とする。また、塗装面積が大きい場合には、重たい印象とならないようにグレーベージュとする。



### 工業地

#### ■工業地

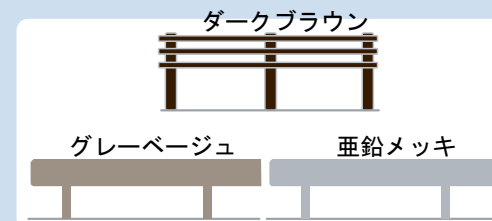
物流倉庫や幹線道路など灰色を主とした無彩色の色相が多いため、周辺の工場建物と溶け込むようにダークグレーを基本とする。ただし、他エリアと接続し、該当区間が短い場合等ではダークブラウンの選択を検討する。また、塩害への対策が必要な箇所では、亜鉛メッキも検討する。



### 自然地

#### ■湖・河川、海岸・港湾・漁港・漁村集落

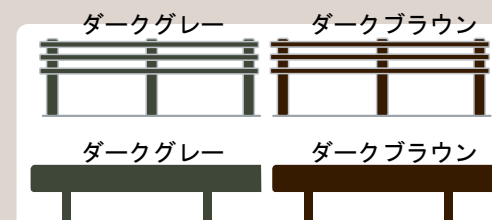
基調色となるのは水辺や空と周辺の緑である。構造物は周辺景観との調和を図るため、色彩の彩度を低く設定し、ダークブラウンを基本とする。塗装面積の大きなものは、重たい印象を与えないように、若干明度の高いグレーベージュとする。また、塩害への対策が必要な箇所では、亜鉛メッキも検討する。



### 歴史的まちなみ

#### ■歴史的まちなみ

沿道景観の特徴は、黒色の瓦屋根に白い漆喰壁、木造家屋などの歴史的まちなみによる低彩度、低明度の色彩が多く、落ち着きがあり風情の感じられる景観を形成している。そのため、周囲のまちなみに溶け込むように、ダークグレーまたはダークブラウンの低彩度、低明度の色を基本とする。



# 1 道路

## 1-2 防護柵

防護柵の設置は、道路交通の安全確保に際し、必ずしもその機能が求められていない箇所においては設置しないことを基本とするが、安全確保のために防護柵を設置する場合は可能な限り透過性の高いガードパイプを基本とする。防護柵の新設及び更新時には、地域の交通特性に鑑み、防護柵によらない安全性の確保についても検討する。

### ●デザインの留意事項

山間地	森林（針葉樹） 森林（広葉樹） 地形優先	自然景観の眺望に優れた場所では、透過性の高い形式とすることを基本とする。
田園地	茶畑・果樹園 芝地・田 農山村集落・荒地	田園景観への眺望を確保するため、透過性の高い形式を基本とする。平野部では、縁石や駒止め等で代替できないか検討すること。
住宅地	既存住宅地・郊外新住宅地	歩行者が多いところに設置される防護柵は、歩行者が防護柵に直接触れることに対する配慮を検討すること。
商業地	沿道商業地 都市商業地	交差点部の防護柵は、植栽や駒止めで代替できないか検討する。また、歩行者が直接触れることに対する配慮を検討すること。
工業地	工業地	大型車両が多く、安全確保のため防護柵を設置する場合は、可能な限り透過性の高い形式とすることを基本とする。
自然地	湖・河川 海岸・港湾・漁港・漁村集落	自然景観が広がっている場所では、周辺への眺望を確保するため、透過性の高い形式とすることを基本とする。
歴史的まちなみ	歴史的まちなみ地域	レリーフなど付加的な装飾は避け、維持管理のことも考え、構造的・機能的にシンプルな形状であることを基本とする。

# 1 道路

## 1-2 防護柵

### ●デザインの留意事項

(考え方)

防護柵は、安全性を重視し比較的目標立つ色彩が施されてきたことから、周辺の地域景観の中で浮き上がって目立っているケースが多く見受けられる。

景観保全と安全性確保のバランスを保ちながら、形態や色彩、設置方法などを工夫する。

(留意事項)

a)安全性や機能性を確保できる必要最小限の構造により、できる限りすっきりとした形態とする。特に、絵やレリーフ等の付加的な装飾を避けること。

b)自然景観などへの眺望を確保する必要がある地域では、透過性の高い構造を採用すること。

c)人が多く集まる場所においては、歩行者が直接触れることに対する配慮を行うこと。

d)新設及び更新時には、地域の交通特性を鑑みて、防護柵によらない安全性の確保について検討すること。

e)同一の場所で縦柵・横柵など種類の異なる防護柵が混在すると煩雑な印象となるため、形状を統一すること。

a)機能に無関係なイラストは沿道景観の阻害要因となる。さらに、維持管理においても、手間やコストがかかる。



b)眺望が優れた箇所に防護柵を設置する場合は、透過性の高い構造を採用する。



# 1 道路

## 1-3 橋梁

比較的規模の大きな構造物である橋梁は、面的であり設置箇所は限定されるため、単体として景観上の視対象となりやすい。各エリアの景観を構成する周辺の建物や自然景観と調和することを目的として、地域ごとの色彩の方針を設定する。

### ●色彩の留意事項

推奨色 | 桁部：下表のとおり  
高欄部：「防護柵（塗装面積小）の色彩」

		桁部	高欄部
山間地	森林（針葉樹） 地形優先	ダークグレー （ダークブラウン）	ダークグレー （ダークブラウン）
	森林（広葉樹）	グレーベージュ	ダークブラウン
田園地	茶畑・果樹園 芝地・田 農山村集落・荒地		
	住宅地		
	商業地		沿道商業地 都市商業地
工業地	工業地		ダークグレー （ダークブラウン）
自然地	湖・河川 海岸・港湾・漁港・漁村集落	ダークブラウン	
歴史的まちなみ	歴史的まちなみ地域	ダークブラウン又はダークグレー	

※周辺がYR系を基調としない、比較的明るい色彩を基調とした地域においては、オフグレー（5Y7/0.5程度）も候補とする。

# 1 道路

## 1-3 橋梁

### ●色彩・デザインの留意事項

- a)橋梁は、一般的には河川や谷部を跨ぐ箇所に設置されるため、見通しが開けていることが多い傾向にある。このような場合の高欄は、沿道景観の眺望を阻害しないように、透過性の高いものを設置することを基本とする(この場合には、防護柵(塗装面積小)の推奨色とする。)
- b)前後区間に防護柵が設置されている場合の高欄部の色彩は、前後区間との連続性を確保するため防護柵の推奨色とする(橋長が短く、前後区間とともに高欄部にガードレールが設置されている場合は、防護柵(塗装面積大)の推奨色とする。)
- c)桁部がコンクリートの場合における高欄は、前後区間の防護柵の推奨色が候補となる(例えば、前後区間がガードレールの場合は、高欄部の推奨色は防護柵(塗装面積大)となる。また、前後区間がガードパイプが設置されていたり、防護柵が設置されていない場合には、防護柵(塗装面積小)の推奨色とする。)
- d)橋梁桁部や附属物に啓発文字や地元特産物、行事などのイラストを書き込むと、周辺景観と不調和となるため、安易な装飾は行わないものとする。
- e)高欄や照明に過度な装飾を行うと、初期コストだけでなく、維持管理においても費用面・施工面において持続が難しいことから、シンプルなデザインを基本とする。

# 1 道路

## 1-3 橋梁

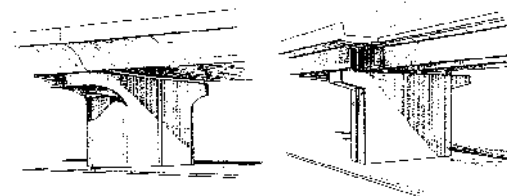
### ● デザインの留意事項

(考え方)

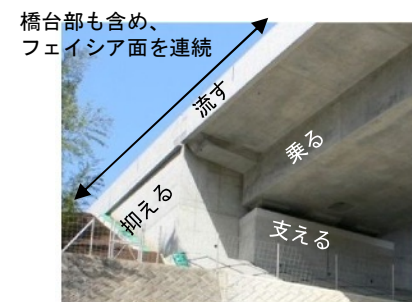
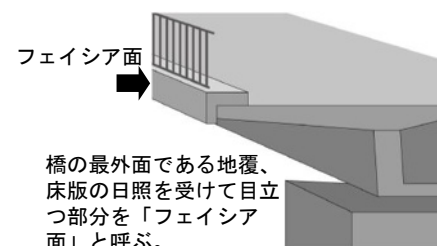
橋梁が周辺の景観と調和するためには、橋梁本体が美しく整っていることに加え、附属する親柱や高欄、照明施設等が橋梁本体の形態や色彩等と調和がとれ、全体としてまとまりのある姿となっていることが重要である。

(留意事項)

- a) 構造から決まるシンプルな形態を基本とし、構造とは関係のない装飾は採用しないこととする。
- b) 高欄や親柱、照明等が橋梁本体と調和するよう、形態や意匠、色彩を工夫する。
- c) 桁裏などがすっきり見えるよう、排水管や電線等の付属物の色彩や取り付け方法を工夫する。
- d) 橋台は、沓座部を側壁面より内側に追い込み、各部材の視覚的な役割を明確にして、違和感のない形態とする。
- e) 桁のラインを通して水平性・連続性を強調するとすっきりとした印象を与える。



c) 排水管を桁の内側に配置する等の工夫を検討すること。なお、排水管の設計では、排水管の横断勾配や横桁との交差方法について注意することが必要である。



e) 「フェイスア面」を連続させると、橋の印象はすっきりとした印象となる。(飯橋道路1工区橋梁、長野県)

# 1 道路

## 1-4 歩道橋

比較的規模の大きな横断歩道橋は、面的であり設置箇所は限定されるため、単体として景観上の視対象となりやすい。歩道橋の色彩は以下のとおりとする。

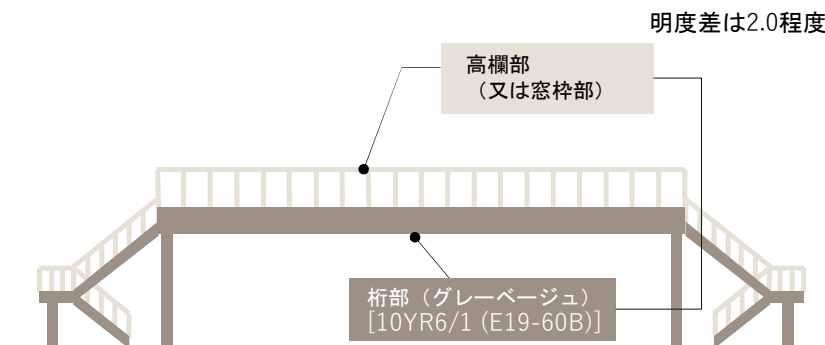
### ●色彩の留意事項

推奨色	桁部：グレーベージュ※（コンクリートの場合は素材色）
	高欄部：「桁部と同系色」又は「防護柵（塗装面積小）の色彩」

※周辺がYR系を基調としない、比較的明るい色彩を基調とした地域においては、オフグレー（5Y7/0.5程度）も候補とする。

#### 【圧迫感や存在感の低減】

高欄部を桁部と同色系にする場合

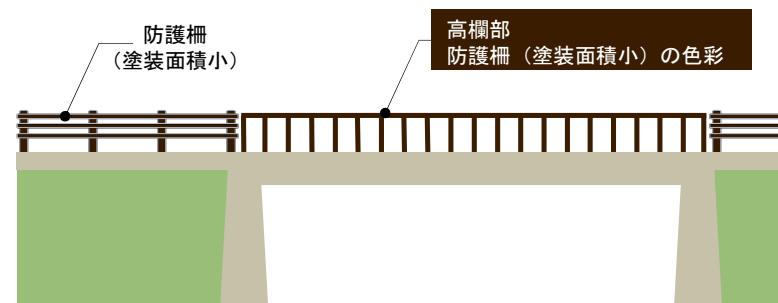


高欄部（または窓枠部）の色彩は、色相・彩度が桁と同系色とし、塗り分けを行う場合は、桁の色彩よりも明度のみ2.0程度（またはそれ以上）明るくすると軽快な印象となる。

#### 【連続性重視】

防護柵（塗装面積小）の色彩を採用する場合

※既設の歩道と歩道橋が直接つながっている場合等



既設の歩道と直接つながっている場合は、高欄部の色彩は、歩道橋の前後の防護柵との連続性等を考慮して設定すること。

# 1 道路

## 1-4 歩道橋

### ●色彩・デザインの留意事項

- a) 一般的に、歩道橋はできるだけシンプルな形状とし、過度な装飾は避け、沿道の建物等とのデザイン的な統一を図ることを基本とする。
- b) 道路から見たときに特に目に付くのは、桁の側面、高欄、目隠し用フェンスなどである。そのため、これらのデザインは、本体構造との一体性を意識したデザインとすることを基本とする。
- c) 歩道橋が広場や歩道の上に設置される場合は、桁下のデザインが歩行空間に与える影響が大きくなる。利用者が桁下を通る際、構造物の裏側というイメージを与えないようにするため、構造体がむき出しにならないようにパネルで覆ったり、ゆるやかな曲線を取り入れる等の工夫をすること。
- d) 橋脚は、歩行者空間に設置されることが多いため、できる限り数を少なくし、すっきりとした形状をデザインすること。特に橋脚の周囲を人が通る場合は、角のない滑らかな形態とし、素材の表面処理に十分配慮することが望ましい。
- e) 橋脚と上部構造の取合い部は煩雑になりやすいため、できる限り一体として設計し、すっきりとした印象に仕上げること。



a) シンプルな構造で色彩もまちなみの雰囲気と調和している歩道橋。（富士市）



c) 桁下が歩道となっている橋梁は、下から見たときもスッキリと収まるように工夫されている。（長崎水辺の森公園、長崎県）

# 1 道路

## 1-4 歩道橋

### ●地点名表示の色彩・デザインの留意事項

地点名表示は景観性に加え運転者の視認性に優れていることが大切である。

a)文字の大きさだけでなく、字体(フォント)や文字間隔にも調整が必要である。地点名表示で用いられる文字は、可読性や作成・変更等に対応しやすい加工性が求められる。

(仮名・漢字の字体は「ナールD」又は「ゴナB」を、英字の字体は「ヘルベチカ」を推奨)

b)従来のペイントに比べてカッティングシートは施工性が高く、柔軟なデザインへの対応も可能である。

c)文字の配置については、ドライバーからの視線を考慮し歩道橋側面の左側配置を基本とするが、歩行者への情報提供の意味もあることから、全体のバランス等も総合的に勘案して適宜設定すること。

d)歩道橋前後に交差点や信号が設置されている場合は、名称の整合や表示の必要性について検討する。

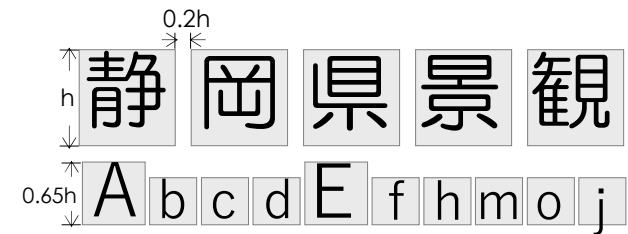
桁部の赤い文字に黄色の背景は誘目性が高い。そのため、利用者の視線は、啓発文字に惑わされ、道路案内標識に気づきにくくなってしまふ。



#### 参考 1)

「著名地点誘導標識整備ガイドライン」では、使用する文字の字体や文字間隔を下記のとおり設定している。(平成20年12月26日付け道保第280号)

- ・字体 (フォント)
  - 仮名・漢字：ナールD
  - 英 字：ヘルベチカ・デミibold
- ・文字のサイズ
  - 漢字の大きさ : 30cm
  - ローマ字 (大文字) : 漢字の0.65倍
  - (小文字) : 大文字の大きさの3/4程度
  - 数字の大きさ : 漢字の大きさの1.0倍
- ・レイアウト : 文字の横方向の間隔は「0.2h」



#### 参考 2)

「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」(平成29年 国交省)では、歩道橋の記名表示の字体について仮名・漢字「ゴナB正体」、英字「ヘルベチカ」を基本としている。

# 1 道路

## 1-5 舗装

舗装は、沿道景観において占める割合が大きいため、地域の特性や施設の用途（車道部、歩道部）を考慮した上で、意匠及び色彩が周辺景観と調和するよう努める。

### ●色彩・デザインの留意事項

#### （車道部の留意事項）

- a)同一車線内では、舗装の材料・色調等を統一し、連続性の確保に努める。
- b)市街地部の道路や歴史的まちなみでは、落ち着いた印象を与える控えめな意匠や色彩を検討する(周辺の建物外壁よりも低彩度・低明度が望ましい。)

#### （歩道部の留意事項）

- c)舗装の色彩は、地域の背景色となる色調に合わせるなど、歩道が目立ったものとならないよう配慮する。
- d)歩道や自転車道は走行性を確保した上で、沿道建物などの周辺施設や地域環境、道路の性格にふさわしい舗装を検討する。
- e)歩道と自転車道が併設されている場合、その違いを示す際には、視認性を確保しながらも、道路空間全体の色彩環境を考慮する。



a)同じ道路の手前と奥で、ブロック舗装と着色舗装が使われており、連続性がなく統一感のない印象を与える。



d)歩道部分をブロックで表示することで、まちなみの景観と調和している。(呉服町、静岡市)

# 1 道路

## 1-5 舗装

### ●カラー舗装等における色彩・デザインの留意事項

カラー舗装や法定外路面標示は、注意喚起などの情報を視覚的に表現し、交通事故防止対策等の一環として施工されている。

人目を引くように目立たせることが必要な一方で、これらが無秩序に整備されると、本来、目立つことが必要な標識類への注意が散漫になるおそれがある。

舗装は道路景観の要素の中でも大きな面積を占めるため、周辺景観を引き立たせるような控えめな存在であることが求められる。カラー舗装の新設及び更新時には、交通特性や道路構造を鑑みて、カラー舗装によらない安全性の確保についても検討すること。

#### (留意事項)

- a) カラー舗装は、場所によって様々な意味を持たせており、利用者に意図が伝わらないこともある。そのため、目的に応じて統一的な色彩を用いることが求められる。
- b) 表面への塗装は、通行区分の違いや注意喚起等の情報を、視覚的に表現するものである。そのため、利用者が認識することができる程度の変化をつける表示で十分である。過度に目立つものを採用すると、周辺景観から突出した印象を与えるなど沿道景観を阻害することもあるので注意が必要である。これらの整備においては、設置面積や色彩を工夫して、安全と景観を両立することが基本である。
- c) アスファルトの表面に塗料を塗布しただけの着色舗装は、車道部分に施工すると摩耗劣化しやすい傾向にある。そのため、全面塗装ではなくライン塗装するなどの検討が望まれる。また、安全対策を目的に施工する場合は、その機能を保持するためにも定期的な維持管理や補修に努める。



a)それぞれが主張し合う複数色のカラー舗装で構成され、煩雑な印象を与えてしまう道路空間。



b)帯状に塗装された青色のカラー舗装。自転車走行空間の区分は十分認識でき、a)に比べ安全と景観が両立。(県庁前、静岡市)

# 1 道路

## 1-5 舗装

### ●カラー舗装における色彩の留意事項

- 交通安全施設としての視認性を保ちつつ景観的になじみやすい、下記の色彩を推奨する。
- 歩車道区分で帯状に用いる場合は、幅を15cm程度に狭めるなど、使用面積を小さくすることにより、景観に与える影響を軽減することができる。

#### 注意喚起

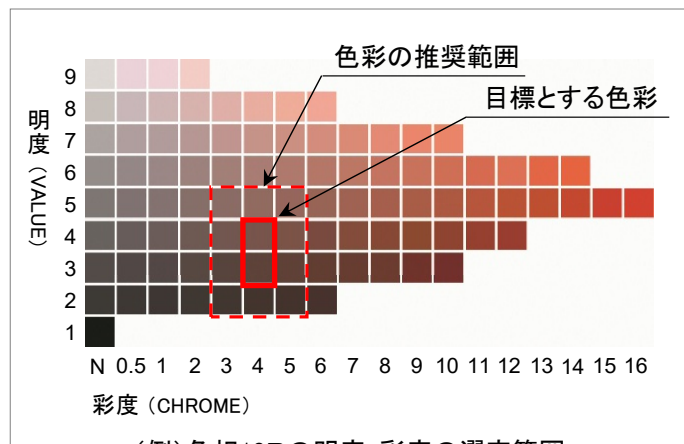
歩車道区部や交差点などの注意喚起に用いられるR系(赤系)の色相は、大面積で用いると景観に与える影響が大きい。彩度は4程度、明度は3～4程度とすると、落ち着いた色となる。

#### 自転車通行帯等

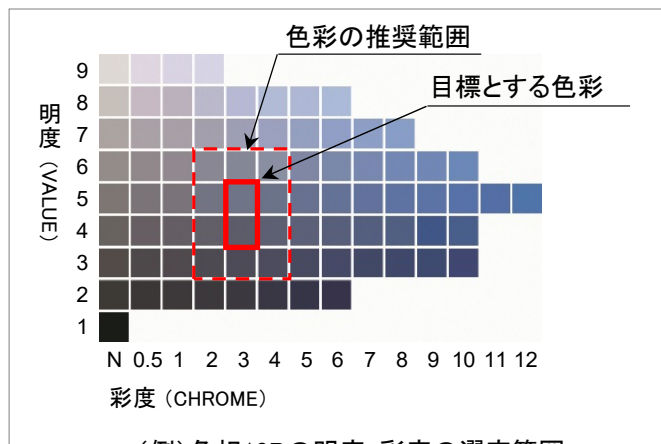
自転車専用通行帯等に用いられるB～PB系(青系)の色相は、まちなみに少ない色であり、高い彩度では景観に与える影響が大きい。彩度は3程度、明度は4～5程度とすると落ち着いた印象となる。

#### スクールゾーン等

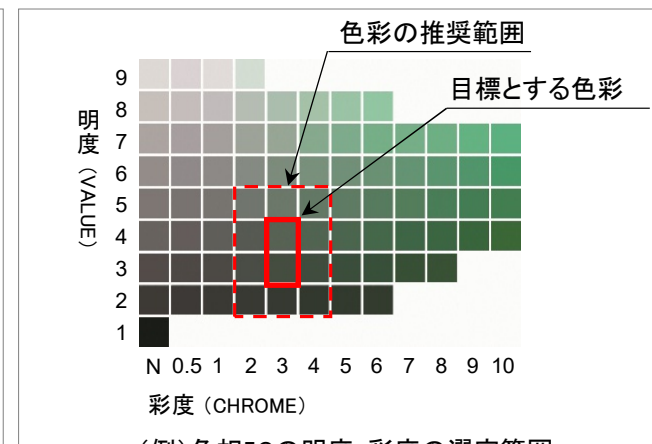
スクールゾーン等に用いられることが多いG系(緑系)の色相は、まちなみに少ない色であり、高い彩度では景観に与える影響が大きい。彩度は3程度、明度は3～4程度とすると落ち着いた印象となる。



(例)色相10Rの明度・彩度の選定範囲



(例)色相10Bの明度・彩度の選定範囲



(例)色相5Gの明度・彩度の選定範囲

「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」より(平成29年 国交省)

# 1 道路

## 1-5 舗装

### ●視覚障害者誘導用ブロックにおける色彩の留意事項

- a)周囲の路面との輝度比※を2.0程度確保しつつ、過度に明度、彩度の高い色彩は避ける。
- b)ブロックと周囲の路面との輝度比を確保するために縁取りをすることは避け、ベースとなる舗装色を工夫することを基本とする。
- c)地域の特性や歩道の色彩に応じて、黄色以外の色彩を選定することが望ましいと判断する場合は、路線や地区での整備状況との不整合に注意しながら、沿道住民・利用者・関係団体へのヒアリングを行うなど、十分な検討の上採用する。

#### ※路面との輝度比

[視覚障害者誘導用ブロックの輝度]÷[舗装路面の輝度]

弱視の人にとっては、誘導ブロックが頼りとなるため、周りの舗装は、誘導ブロックが見えやすいような色彩(輝度比)にする必要がある。

(参考)国交省指針等

「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」(昭和60年 国交省)

「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年 国交省)

「増補版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(平成23年 国土技術研究センター)



b)輝度比を確保するための縁取りにより色数が増え、煩雑な印象を与えている例



c)黄色以外の色彩が選定され、歩道舗装の色彩に対して違和感がないが、十分な検討の上、採用することが必要

# 1 道路

## 1-6 道路附属物

視線誘導標や標識・照明柱、車止め等は、必要最小限の設置とし、防護柵など同一の空間を構成する他の道路附属物の色彩やデザインと調和させることにより、沿道に設置される構造物に統一感を持たせることを基本とする。

### ● 視線誘導標の留意事項

- a) 高彩度の視線誘導標を多用すると、最も重要な交通安全上の情報を提供する法定表示等が目立たなくなる場合があるので、これらの視認性を阻害することのないよう、役割を確保できる最小限の設置とし、法定表示等と競合しない彩度に抑える。
- b) まとまりのある連続的的道路景観を形成するため、短い区間や道路の両側などで、異なる形状や色彩が混在しないことを基本とする。
- c) 破損した場合は、交通安全上の機能が低下するとともに景観も悪化するため、耐久性の高さ、修繕や交換のしやすさも重視する。

#### (備考)

その他の道路附属物（立入防止柵、道路反射鏡等）については「景観に配慮した道路附属物ガイドライン」（平成29年 国交省）が参考となる。

- a) 防護柵のビームから突出しないことや防護柵と盤面の色彩の統一により、過度に目立たずことなく安全性を確保している線形誘導標の事例



- b) 反射体で夜間等の視認性を確保しつつ、防護柵と類似の色とすることで、過度に目立たずことなく安全性を確保しているラバーポールの事例



# 1 道路

## 1-6 道路附属物

### ● 標識柱や照明柱の留意事項

(考え方)

標識柱等の乱立は、限られた道路空間を窮屈なものとし、景観的にも混乱をきたしやすいため、集約化により道路景観における構成要素を最小限にすることが望ましい。また、近接する道路標識における路線番号の重複表示など情報過多となる場合は、整理することが望まれる。これらにより道路景観がシンプルになると、必要な情報が判別しやすくなるとともに管理対象物の減少により維持管理が容易になる。

(留意事項)

- a) 標識や案内板等の設置に際しては、同様の情報が近接して設置されることのないよう集約化を図る。
- b) 標識柱等と照明柱が近接する場合は、路面照度の均一性に十分に留意した上で共架を検討する。
- c) 注意喚起等の法定外標識は、線形誘導標や路面表示とあわせて必要性や効果について十分に検討し、過剰な設置とならないように工夫する。
- d) 道路管理者や警察、電力事業者など設置主体が異なる場合においても関係者間で調整を行い、道路附属物の集約化や色彩・デザインの共通化などにより相互の関係性を整えることが望ましい。



a) 同様の情報が、道路案内標識と著名地点誘導サインで重複しており、集約化することが望ましい。(現在は集約化されている)



b) 機能が異なる道路附属物（道路照明、歩道照明、信号、標識）を一体化し、すっきりとした道路景観を形成している事例。(浜松市)

# 1 道路

## 1-6 道路附属物

### ●色彩の留意事項（車止めや照明柱などの塗装色）

		ポラード、車止め、照明柱、 標識柱（直径318.5mm未満）等	標識柱（直径318.5mm以上）
山間地	森林（針葉樹） 地形優先	ダークグレー （ダークブラウン）	亜鉛メッキ
	森林（広葉樹）		
田園地	茶畑・果樹園 芝地・田 農山村集落・荒地	ダークブラウン	
住宅地	既成住宅地・郊外新住宅地		
商業地	沿道商業地 都市商業地		
工業地	工業地	ダークグレー（ダークブラウン）	
自然地	湖・河川 海岸・港湾・漁港・漁村集落	ダークブラウン	
歴史的まちなみ	歴史的まちなみ地域	ダークブラウン又はダークグレー	

※大径の標識柱以外で、YR系を基調としない、比較的明るい色彩を基調とした地域においては、オフグレー(5Y7/0.5程度)も候補とする。

※標識板裏面は支柱の色彩によらず、素材色とする。

# 1 道路

## 1-6 道路附属物

### ●デザインの留意事項（照明）

山間地	森林（針葉樹） 森林（広葉樹） 地形優先	局所照明として設置されることが多く、極力シンプルなデザインとすることを基本とする。
田園地	茶畑・果樹園 芝地・田 農山村集落・荒地	局所照明として設置されることが多く、極力シンプルなデザインとすることを基本とする。
住宅地	既成住宅地・郊外新住宅地	連続的に設置されることが多く、景観的な連続性を確保するため、デザインを統一すること。また、過度な装飾によるデザインは、維持管理が困難になるため、極力シンプルなデザインとすることを基本とする。交差点部に照明灯を設置する場合には、信号機や標識と一体化を検討し、煩雑な道路景観の改善に努めること。
商業地	沿道商業地 都市商業地	
工業地	工業地	
自然地	湖・河川 海岸・港湾・漁港・漁村集落	局所照明として設置されることが多く、極力シンプルなデザインとすることを基本とする。
歴史的まちなみ	歴史的まちなみ地域	連続的に設置されることが多く、景観的な連続性を確保するため、デザインを統一すること。また、過度な装飾によるデザインは、維持管理が困難になるため、極力シンプルなデザインとすることを基本とする。交差点部に照明灯を設置する場合には、信号機や標識と一体化を検討し、煩雑な道路景観の改善に努めること。

## 2 河川・海岸

### 2-1 水門・樋門

水門や樋門は、面的であり設置箇所が河川構造物のうち河口部や合流部に限定されるため、単体として景観の視対象となりやすい。周辺景観と調和する色彩やデザインの留意事項を以下のように設定する。

#### ●色彩の留意事項

推奨色	門 樋：グレーベージュ
	附属物：グレーベージュ

操作台等の附属物として設置する防護柵の色彩は、堤防に設置されている防護柵の色彩との連続性や統一性を考慮して検討すること。



川＝「青」のイメージで塗装された樋門の様子。青い色は、自然界にない色のため、自然景観の中では特に目立った印象を与える。



コンクリートと類似したグレーで塗装された樋門の様子。門扉は護岸や周辺とも違和感なく調和している。（浜条樋門、下田市）

## 2 河川・海岸

### 2-1 水門・樋門

#### ●デザインの留意事項

- a) 河川の風景全体を考え、水門、樋門だけのデザインを行わないこと。
- b) 施工箇所の特性を十分に考え、他所の河川でのデザインを安易に適用しないこと。
- c) 川の連続性やまとまりを考え、一連の河川において脈絡のない個別バラバラなデザインとならないように留意すること。
- d) 水門、樋門の基本的な形態は「門」であることから、門柱の縦のラインが水面まで通るように留意すること。
- e) 水門、樋門の骨格となる部分は、柱や管理棟など鉛直要素であるため、これらを浮かびあがらせるようなデザインを考えること。
- f) 水門のデザインを考える上で重要な視点は①全体の高さを抑えること、②操作室の大きさを小さくすること、③付属施設の一体化を図ること。

(参考) 水門デザインの工夫の方法

- ① 全体の高さの抑制 門扉を2段に分割することや上屋の配置を工夫することで、全体の高さを抑えることができる。
- ② 操作室の規模抑制 巻上機の配置を工夫することで、操作室を小さくできる。また、巻上機は滑車を使えば、配置に工夫の余地が広がる。
- ③ 付属施設の一体化 カーテンウォールと点検橋を一体化するとともに水位観測施設や照明施設等の配置を予め考え可能な限り一体化。

※「岩手県河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観配慮に向けた基本的な考え方(案)」(H24.3岩手県県土整備部)に高さを抑える工夫例が掲載されている。



a) 唐突な印象を受ける管理棟と門柱ごとに異なる縦ラインの意匠により、構造物全体のまとまりが感じられない事例。



f) 上屋を設けず、通常外部に出る管理用階段、油圧発生装置類などを全て門柱内に収めることで門柱のフォルムを単純化した事例。(月浜第一水門、宮城県)

## 2 河川・海岸

### 2-2 堤防

堤防は、規模や延長が大きく、構造物の存在が地域への景観に圧迫感や周辺環境の中での違和感を与えることがある。地域の空間形成の骨格ともなる重要な要素であることから、周辺景観と調和するデザインの留意事項を以下のように設定する。

#### ●デザインの留意事項

- a) 海岸の汀線が有する湾曲形状は、海岸景観を特徴付ける主要部分となるため、堤防の配置と線形の検討に当たっては、その湾曲形状に沿うよう(なじむよう)にすることが望ましい。
- b) 機能美を備えたシンプルなデザインを基本とし、堤体のほか手摺等の附属物も含め、安易な装飾やペインティングは行わないこと。
- c) 直線的で長大な印象を軽減するため、縦方向のリブ模様の強調や階段等の構造物を活用した適度な分節に努めること。
- d) 堤防が高く見えることによる圧迫感を軽減するため、可能な範囲で裏法尻等への覆土や背後地への植栽などを行い、見えの高さの抑制や存在を感じさせない工夫をすることが望ましい。
- e) 近接箇所では、各省庁や自治体などによる管理形態が複雑になっている場合がある。整備に当たっては、それぞれの方針が大きく異ならないよう関係者間の十分な調整を図ること。
- f) 海とともに暮らしてきた地域独自の文化などについて十分に把握し、人々と水辺とのつながりを確保することが望ましい。



a) 堤防天端の舗装面の過度な装飾が、美しい海岸線の印象を弱めてしまっている。



b) 階段による分節と法面緑化により、長大な印象や圧迫感が軽減されている。  
(千本松原海岸、沼津市)

## 2 河川・海岸

### 2-3 護岸

生態系に配慮するとともに、自然素材の使用や緑化など、周辺の景観に調和するよう工夫する。

#### （留意事項）

a) 自然石を使用した表面に凹凸のある護岸や捨石等による多自然工法により、魚類等の成育環境を保全する。

b) 質感や明度が周辺の自然要素と大きく異なるコンクリート護岸等は、水辺など自然豊かな地域の中では、浮き上がって見えることから、必要に応じて人工的に表面処理を施すほか、環境保全型ブロック等を採用するなど、場所や地域性を考慮し、素材を選択する。

c) 水域と陸域を違和感なく結びつけるよう工夫をする。

a) 水際の安定を図るため、寄石を行っている事例。石の隙間は魚類等のたまり場となっている。（瀬戸川、焼津市）



c) 法面を緑化することにより、水域と陸域を自然に結びつけている。（御陣屋川、浜松市）



## 2 河川・海岸

### 2-3 護岸

水辺の護岸は、親水性を高め、水辺空間を親しむことができるように、できる限り緩やかな勾配とし、水際へのアクセスを工夫する。

(留意事項)

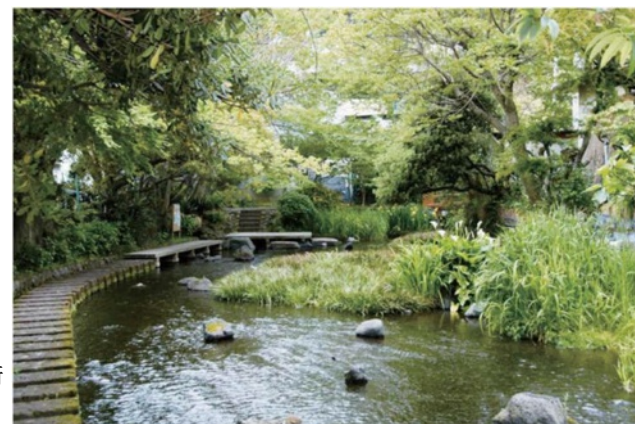
a) 親水性を高めるところでは、人が容易に近づくことができるよう、護岸を緩い勾配や階段の形状を検討する。

b) 護岸下部に平場を設けると、水際を散策できる視点場として利用することができる。

a) 川沿いへのアクセスは緩やかなスロープで、水辺に近づいてみたいと思わせる空間が創出されている。(宮崎県)



b) 水際に散策路を設置して、親水性を高めている。(源兵衛川、三島市)



## 2 河川・海岸

### 2-4 防護柵等附属物

防護柵や車止めなどの河川・海岸構造物は、水辺や河畔林、自然景観を背景とする場所に設置されるため、シンプルな形態意匠で、安全管理上必要最小限の構造物を設置することを基本とする。

#### ●色彩の留意事項

推奨色 | 防護柵、車止め、照明柱や標識等の附属物：ダークブラウン

#### ●デザインの留意事項

a)護岸に設置される防護柵は、転落防止の安全性を確保した上で、シンプルな形態意匠として、河川・海岸への眺めを阻害しないように透過性の高い構造とする。

b)防護柵の色彩は、彩度を抑えたものとし、河川・海岸の自然景観から突出して目立ち、周囲の景観を阻害しないよう配慮する。

c)防護柵の設置は必要最低限とし、複数の管理者が構造物を設置する場合は、全体のまとまりに配慮する。

d)照明灯は防犯等の安全性を十分確保した上で、周囲の状況に応じて、光が周囲に広がり過ぎないように配慮する。

e)堤防上に設置される防護柵や車止めなどの附属物は色彩を統一するなど、堤防全体で統一感のある景観となるように配慮する。

b)護岸防護柵は護岸を含め色彩を調整しており、まとまりのある印象を与えている。  
(宮崎県)



e)堤防に設置される防護柵や照明柱の色彩をダークブラウンに統一している。桜並木をひきたてて、まとまりのある河川景観を創り出している。  
(河津川、河津町)



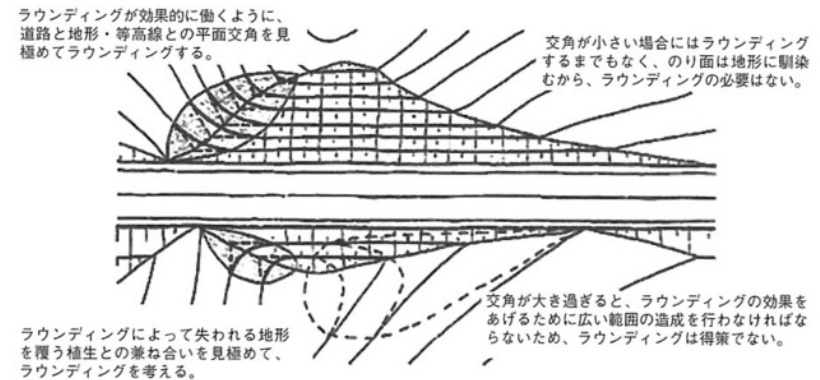
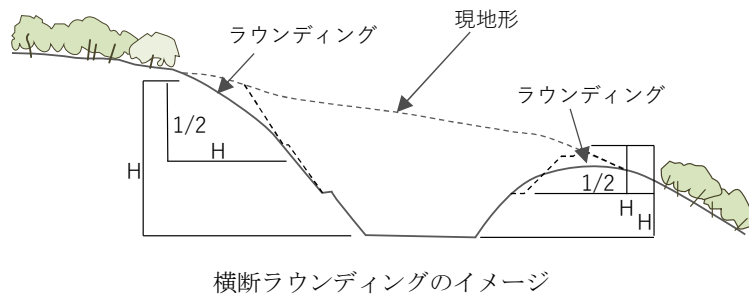
# 3 その他

## 3-1 法面・擁壁

法面は、擁壁と組み合わせて規模を抑えるなど、できる限り地形や植生等の自然の改変を抑えるよう工夫する。

(留意事項)

- a) 施設の位置や工法を工夫することにより、大規模な法面の発生を抑える。
- b) 地形の改変が大きくならないよう、擁壁と組み合わせるなど工夫を行う。
- c) 周囲のなじみを良くするため、法肩等を丸みのある形状に仕上げる(ラウンディング)。
- d) 公園整備など、地域環境を向上させ、潤いの創出を図るべき事業においては、法面の勾配を緩くするなどの配慮を行う。



出典：道路のデザイン（財団法人道路環境研究所）

縦断ラウンディングの模式平面図

# 3 その他

## 3-1 法面・擁壁

法面の構造及び形態は、できる限り周辺の景観と調和させ、緑化に努めること。

(留意事項)

a)法面の状況に応じ、緑化の工法を検討する。

植生土のう



客土の入った土のうをアンカーで固定するため、土壌の基盤が硬い場合も緑化が可能。

植生基材吹付



金網を敷設した後で、有機基材などを吹付けるため、基盤の土壌が硬い場合も緑化が可能。

植生マット



種子と肥料の入ったマットを設置するため、短期間での緑化が可能。

緑化ブロック



急勾配の法面の緑化が可能。

b)法面の自然回復に努める(表土の復元)。

c)在来植生に配慮した樹種を採用し、周辺の緑と一体的な緑化に配慮する。



c)盛土法面を在来植生により全面的に緑化することで、周辺の自然環境になじんだ復元がなされた例

## 3 その他

### 3-1 法面・擁壁

擁壁は、規模をできる限り抑えるなど圧迫感を緩和するよう配慮するとともに、周辺景観への違和感を軽減するよう、仕上げ等を工夫する。

(留意事項)

- a) 施設の位置や工法を工夫することにより、地形の改変を小さくし、擁壁の規模をできるだけ抑える。
- b) コンクリート擁壁、ブロック積擁壁、石積擁壁などそれぞれの持つ特徴を活かす。

種類	特徴
コンクリート擁壁	明度が高く、仕上げが単調になり、周囲から浮き上がって見えやすい。一方で、形状の自由度が高く、表面仕上げの工夫により、単調な仕上がりの改善は可能である。
ブロック積擁壁	凹凸や表面仕上げにより、テクスチャーの変化をつけることができ、単調さが軽減できる。
石積擁壁	素材の持つ自然の質感は、自然が豊かな地域や郊外の住宅地の道路等に有効である。また、時間の経過とともに周辺景観になじむなど、エイジングの効果が期待できる。

- c) コンクリート擁壁等で、単調に見える場合は、人工的に表面処理を行うなど表情に変化をつける。

# 3 その他

## 3-2 植栽

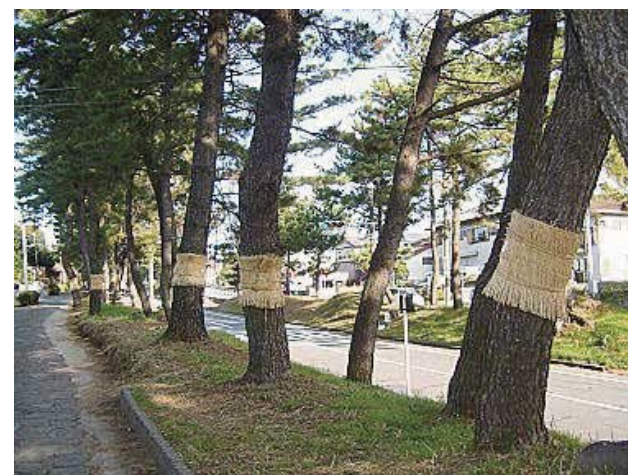
地域に長い間育っている樹木は、地域の景観を特徴付けるものであり、人々が快適な暮らしを営む上でも重要な要素となっている。樹木の生育には長い年月が必要なことから、景観資源としてできる限り活用することが望ましい。

(留意事項)

- a) 良好な景観を形成している樹木や地域で親しまれている樹木は、その保全に努める。
- b) 樹木が生育しやすいよう、地域の気候や風土のほか、植える場所の広さにあった樹種を選定する。
- c) 植栽の良好な生育を維持できるよう、根囲いや支柱を設置するほか、草刈りなど適切な維持管理を行う。

参考) 景観計画における景観重要樹木の指定状況 (令和8年3月末時点)

市町名	指定日	名称	所在地
浜松市	平成22年2月4日	スギ	天竜区両島
富士市	平成23年2月9日	イチョウ	富士岡
		エノキ	依田橋
		マツ	岩淵
三島市	平成23年3月30日	文教町イチョウ並木(117本)	文教町
静岡市	平成27年2月4日	中藁科小学校のイチョウ	葵区大原
		石蔵院のお薬付イチョウ	駿河区安居
		但沼神社のクス	清水区但沼町
御殿場市	平成28年3月22日	東山旧岸邸の椿「太郎冠者」	東山
袋井市	平成28年4月1日	法多山尊永寺の杉並木	豊沢
	令和6年9月19日	旧東海道の松並木	国本から広岡



c) 旧箱根街道の松並木を残した道路整備は、地域の歴史を感じさせる。(箱根街道(国道1号)、三島市)

# 3 その他

## 3-2 植栽

花木や草花を活用するほか、中高木を組み合わせるなど周辺のまちなみに彩りや季節感を与えるよう工夫する。

(留意事項)

a) 季節の変化を楽しめるよう、花木や紅葉する樹種、草花など多様な植生を取り入れ、一年を通して楽しめるよう配慮する。

b) 低木、中木、高木を成長した時の樹高や枝張りを踏まえて組み合わせることによって、樹木の様子に厚みや変化を与える。

c) 同一樹種を一定間隔に規則的に配置したり、不規則な形状・配置とするなど、事業の場所や特性に応じた配置を検討する。

a) 紅葉や他の植栽を組み合わせ、季節感の演出を図っている。(修善寺川、伊豆市)



b) 低木、高木を組み合わせ、並木通りに厚みや変化を与えている。(文教町イチョウ並木、三島市)



# 3 その他

## 3-3 防護柵等附属物 ※「1 道路」や「2 河川・海岸」に該当せず、山間部に設置する場合等が対象

防護柵や標識などの附属物は、シンプルな形態意匠とし、背後や周辺の景観と調和する色彩を採用すること。

### ●色彩の留意事項

推奨色	標識柱など塗装面積の小さな構造物：「ダークブラウン」又は「亜鉛メッキ」 防護柵：（背景がモルタル吹付け等コンクリート系の素材の場合）「グレーベージュ」 （背景が緑化法面や山林などの場合）「ダークブラウン」 落石防止柵：「亜鉛メッキ」又は「ダークブラウン（支柱）」
-----	--

a)防護柵は、転落防止などの安全性を確保した上で、背景となる自然景観やコンクリート素材から浮き上がらないような色彩を検討する。

b) 急傾斜地や砂防地などの指定地の情報を示す標識は、視認性を確保した上で、周辺景観と調和する色彩を検討する。

c)落石防止柵は、擁壁上部に連続的に設置されることから、経済性を勘案しながら、背景と調和するような色彩を採用する。

d)標識等の情報を提供する施設は、経年劣化により表示情報が判別できなくなることを防ぐよう適切に維持管理するとともに、退色の影響を考慮した色彩とすることが望ましい。

c)亜鉛メッキの標識柱は、擁壁のコンクリートと馴染みやすい。また、背景が樹木などの場合には、標識柱の色彩をダークブラウンにすると自然景観と調和する傾向がある。



d)落石防止柵の支柱の色彩をダークブラウンとして、背景にある暗褐色の岩肌との調和に配慮している。



# 3 その他

## 3-4 防風ネット

### ●色彩の留意事項

推奨色 | 防風ネット：ダークブラウン

- a) 周囲の自然の中で動かずに大きな面積を占める色に合わせることを基本とする。
- b) 防風ネットの配色については、マンセル表色系では10YR2/1～10YR4/1の色彩範囲とする。

参考) 農業農村整備事業の工事実施における防風ネットの配色は、自然景観に調和した色彩採用を指導している。(平成26年5月1日付け農整第81号)



青い防風ネットは、自然景観の中で目立ってしまう。色による機能がない防風ネットでは、自然景観に調和する色を用いることで、農作地の景観を魅力的にすることができる。

#### 1 指導内容

- ・周囲の自然の中で動かずに大きな面積を占める色に合わせることを基本
- ・防風ネットの配色については、マンセル表色系では10YR2/1～10YR4/1の色彩範囲が良い。

#### 2 対応経過

- ・マンセル表色系10YR3/1の色彩での試作品を製作し委員に確認
- ・従来品と同価格で販売できることをメーカーに確認

#### 3 今後の方針

- ・県営農業農村整備事業で防風ネットを施工する際は、当面の間、マンセル表色系10YR3/1の色彩の防風ネットを採用する。
- ・市町、土地改良区等から防風ネットの更新や新設の相談があった場合は、マンセル表色系10YR3/1の色彩の防風ネットを推奨する。
- ・施工した施設については、聞き取り調査を継続的に行い改良点等の意見を収集する。
- ・防風ネットの設計に当たっては、土地改良事業計画指針「防風施設」(昭和62年9月)を使用する。



## 第3章 教養編

---

第3章は、道路、河川といった公共施設の種類に応じて、景観づくりのために特に留意すべき事項をまとめている。

それぞれの施設において、留意すべき事項をわかりやすくするため、写真やイラストによる景観形成の事例を紹介している。

記載内容はあくまで一例であり、公共事業の実施に当たっては、これらを参考にそれぞれの事業にあった景観形成を検討すること。

なお、各施設の最初のページには、参考となるガイドラインや指針などの一覧を掲載している。

# 1 道路

## (景観形成の方針)

1 道路の線形は、周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、周辺景観を大きく損なわないように工夫するとともに、道路からの眺望の確保にも留意する。

## (留意事項)

1-A できる限り地形や植生等の改変を抑え、大きな法面が生じないように、道路の線形を工夫する。

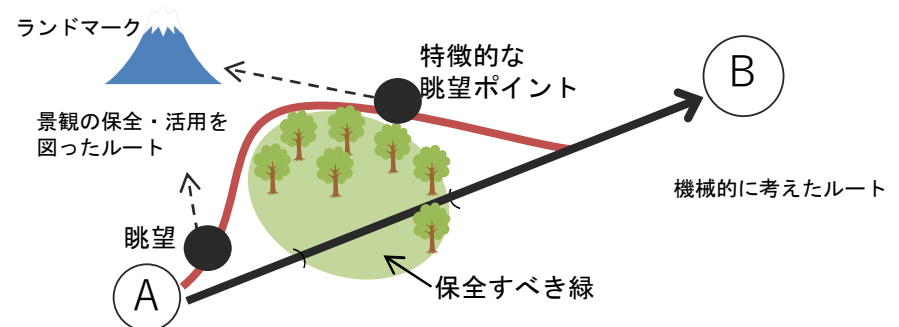
1-B 山や海、田園や茶畑などの優れた眺望を有する地域では、これらの眺望を楽しめるように線形を工夫する。

1-C 山地や丘陵地は、つま先下がり眺望など地形の起伏を道路勾配に活かし、変化に富んだ魅力的な道路景観となるように工夫する。



出典：道路のデザイン（一般財団法人日本みち研究所）

1-A 縦断線形を下げると、大規模な地形の改変を回避でき、自然環境への影響が低減される。



1-B 山などランドマークとして活用できるものは、路線検討の段階で、十分活用を図ることが望まれる。

## ●参考資料・ガイドライン

- 道路デザイン指針（案）（平成29年、国土交通省道路局）
- 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年、国土交通省道路局）
- 道路のデザイン（平成29年11月、一般財団法人日本みち研究所）
- 道路景観整備マニュアル（案）（昭和63年、財団法人道路環境研究所）
- 橋の景観デザインを考える（平成6年、篠原修・鋼橋技術研究会編）
- 美しい橋のデザインマニュアル（第2集）（平成5年、土木学会）
- 美しい橋のデザインマニュアル（昭和57年、土木学会）

# 1 道路

## （景観形成の方針）

2 路面や道路附属物等は、周辺の自然やまちなみなどの状況に応じた色彩や質感の素材を使用するなど、周辺景観との調和や景観の連続性を確保するよう工夫する。

## （留意事項）

2-A 同一路内において景観の連続性を確保するよう、舗装等の素材や色彩等を揃える。

2-B 地域の特性と合った、できる限り控え目の意匠や素材、色彩を使用し、周辺と調和するよう工夫する。

2-C 電線類や電柱が景観を阻害しないよう、幹線道路や歴史的なまちなみなどの地域の状況に応じて、電線類地中化の推進に努める。



2-A 同一路内をインターロッキング舗装に統一し、色と模様で変化を持たせ歩車道の区分をしている。（静岡市）



2-B 沿道の水田は、農閑期のため花畑として観光客へのおもてなしとして活用されている。透過性の高い防護柵は、沿道の景観を引き立てている。（松崎町）



2-C 三嶋大社を正面にとらえる沿道の様子。空を覆っていた電線を地中化したことで、まちなみが主役となって見える空間となっている。（下田街道、三島市）

# 1 道路

## （景観形成の方針）

3 周辺の状況や事業の特性に応じた緑化を行うほか、人が滞留し憩うことができる場を設けるなど、潤いのある景観を創出するよう工夫する。

## （留意事項）

3-A 都市部の幹線道路や住宅地内の道路など、道路の特徴に応じた植生を検討する。

3-B 良好な眺望点においては、ベンチなどの休憩施設や植栽により、ゆっくり眺望を楽しむことができる空間を設ける。

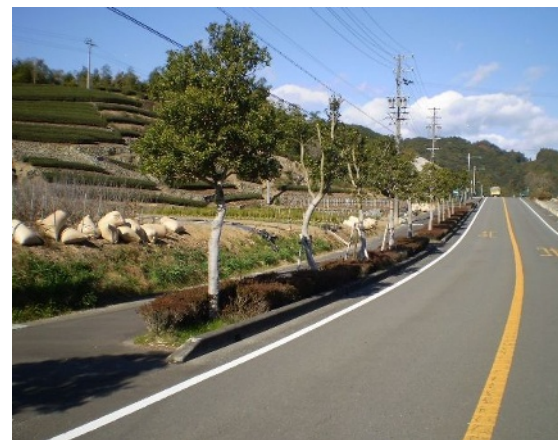
3-C 道路植栽は施工する場所に応じた植栽の配置や樹種を検討する。



3-A 樹木や統一されたフラワーポットの設置により、季節の変化を感じる空間を創出している。（三島市）



3-B 駐車場や休憩施設を整備して、海越しの富士山を望む視点を創出している。（煌めきの丘、沼津市）



3-C 茶畑など自然景観が広がる地域では、植栽が沿道景観を遮る要因となってしまうよう、設置の有無や植樹の配置を検討すること。

# 1 道路

## （景観形成の方針）

4 トンネルの出入口などの道路構造物は、シンプルな形態や意匠とするほか、周辺を緑化するなど、周辺に対する違和感を軽減するよう工夫する。

## （留意事項）

4-A トンネルの出入口の壁面は、目立たないよう面積を小さくするほか、周辺になじむ仕上げとするとともに、緑化を行うなど、景観への影響を軽減する。

4-B 面壁型を採用する場合は、表面処理等の工夫により、輝度を下げて、圧迫感を軽減するなど、景観への影響を軽減する。

4-C 地下横断歩道の入口は、他の構造物や付属物と色彩や素材を揃えるなど、周辺に対する違和感を軽減する。



4-A 坑口部周辺の緑化により、周辺の自然景観と調和している事例。



4-B 面壁を陰影のある化粧パネルで仕上げ、「見え方」を工夫した事例。（立野トンネル、伊豆市）



4-C 写真中央の地下通路の出入口は、周辺の都市景観と調和するように、素材やデザインに配慮している。（静岡市）

## 2 河川・海岸

### （景観形成の方針）

1 それぞれの河川の特徴となっている地形や植生等をできる限り保全し、活かすとともに、多自然川づくりに基づく河川整備により周辺の景観に調和するよう工夫する。

### （留意事項）

1-A できる限り地形の改変を抑え、自然植生や河畔林を保全するよう、線形や工法等を工夫する。

1-B 自然石を使用した表面に凹凸のある護岸や捨石等による多様な水際を創出するなど、生物の生息、成育、繁殖環境を整える。

1-C コンクリート護岸は表情が乏しいことから、必要に応じて、表面処理を施すほか、環境配慮型を採用するなど、場所や地域性を考慮し、素材を選択する。



1-A 水際を覆土することにより、植生の再生を図っている。（濁川、長野県）



1-B 水際には寄せ石を行い、水際の安定と魚類の成育場所を確保している。



1-C ポーラス型ブロックは、保水性が高いため、コケや水草の自然再生が期待できる。

### ●参考資料・ガイドライン

河川景観ガイドライン（平成18年10月、国土交通省河川局）

河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料（平成18年8月、国土交通省河川局）

河川景観デザイン（平成20年7月、「河川景観の形成と保全の考え方」検討委員会）

海岸景観形成ガイドライン（平成18年1月、国土交通省河川局・港湾局 農林水産省農林振興局・水産省）

河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き（平成23年11月、国土交通省水管理・国土保全局）

【参考】海岸の保安林等の整備の場合：静岡県森林景観形成ガイドライン（平成18年5月、環境森林部）

## 2 河川・海岸

### （景観形成の方針）

2 河川の特성에応じて、護岸等を緩やかな勾配や階段状の形態とするほか、瀬や淵のような自然環境に配慮するなど、親水性が高く変化に富んだ水辺景観を創出するよう工夫する。

### （留意事項）

2-A 親水性を高めるよう、護岸は緩勾配や階段状の形態を検討する。

2-B 既存の豊かな水辺環境を保全するとともに、新たにワンドを整備するなど多様な流れを創出する。

2-C 眺望を楽しむ場を設けるなど、人々が集まり、楽しむことができる水辺を創出する。



2-A 木柵を用いた緩やかな護岸中央には、水辺に降りる階段が護岸と同じ素材で整備されている。自然景観への調和と親水性を演出している。（気田川、浜松市）



2-B 河床幅が広がる区間にワンドを整備した様子。ワンドにより「よどみ」が形成されて、多様な生物の生息空間が創出された。（蟹田川、磐田市）



2-C 水際への親水性を高め、その周辺を公園として一体的に整備した事例。（大堤池親水公園、伊豆の国市）

## 2 河川・海岸

### （景観形成の方針）

3 砂浜や岩礁等の水際の自然の改変をできる限り抑えるほか、自然の再生や護岸等を自然素材で仕上げるなど、周辺の景観に調和するよう工夫する。

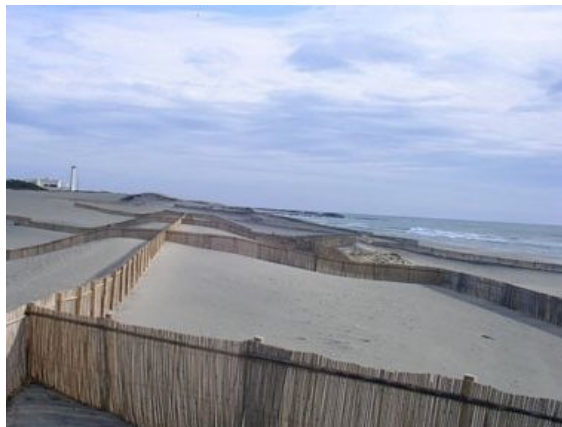
### （留意事項）

3-A 海岸や周辺の植生を保全し、これらを景観づくりに活かすよう工夫する。

3-B 侵食が進む海岸では、必要最低限の海岸保全施設や養浜等により、美しい砂浜の維持、再生を図る。



3-A 海岸の背後にある松林を保全して、海岸から見る「松原越しの富士山」の眺望を保全している。（千本松原、沼津市）



3-B 砂浜の侵食を防ぐため、堆砂垣の整備や養浜を行い、砂浜の維持に努めている。（遠州海岸、磐田市）

## 2 河川・海岸

### （景観形成の方針）

4 海岸の景観を形成する汀線、砂浜、海岸林、周囲の山並み等と設置する施設との関係を常に意識しながら、自然景観を保全しつつ、それらと調和した全体としてまとまりのある空間を構成するように工夫する。

### （留意事項）

4-A 海岸線を保全する施設を設置する場合は、沿岸から見える山や広がりのある海への眺望を阻害しないよう、潜堤や表面に自然素材を使う等工法や仕上げを工夫する。

4-B 良好な眺望が得られる場所では、視点場となる憩いの場等の整備を検討する。また、その際には、良好な眺望と不調和が生じないよう、自然石を使用する等、デザインを工夫する。



4-A 自然の海岸線に合わせて、潜堤が設けられている。（皆生海岸、鳥取県）



4-B 岬を一周する散策路は、良好な海岸眺望を一望できる視点場を創出している。（石廊崎海岸、南伊豆町）

# 3 砂防・治山

## (景観形成の方針)

1 周辺の地形や植生等の自然の改変を抑えるとともに、法面の緑化や自然素材の活用など、周辺の景観への影響を少なくするよう工夫する。

## (留意事項)

1-A 地形の改変をできる限り抑えられるよう、位置、工法等を工夫する。

1-B 構造物設置のために生じた法面等は、できる限り緑化する。

1-C 構造物は、自然素材を使用するなど、周辺の自然等の景観と調和するよう工夫する。



1-A 単独で大規模な施設の代わりに小規模な施設を複数基設置することで周辺環境に調和している。(水無川、神奈川県)



1-B 堤体の前面に砂防堰堤の高さと同程度の植栽が施され、施設の圧迫感を緩和している。(西の谷川えん堤、京都府)



1-C 明治から大正に建設された砂防堰堤。石積み工法が周辺の自然景観と調和している。(木和田川砂防堰堤、藤枝市)

## ●参考資料・ガイドライン

砂防関係事業における景観形成ガイドライン (平成19年2月、国土交通省砂防部)

【参考】 治山事業の場合：静岡県森林景観形成ガイドライン (平成18年5月、環境森林部)

## 4 港湾・漁港

### （景観形成の方針）

1 主要な視点場からの眺望を大きく損なわないよう、護岸等の施設の形態や色彩などを工夫する。

### （留意事項）

1-A 海越しに見える山の眺望などを阻害しないよう、施設の位置や形態を工夫する。

1-B 形態や色彩に統一感をもたせ、周辺の自然やまちなみとの調和を図る。

1-C 護岸等は、自然素材とするほか、人工的に表面処理を行うなど周辺の景観となじむよう工夫する。



1-A 富士山への眺望を阻害しないように、港湾内の施設整備を行っている。（清水港、静岡市）



1-B 荷役作業の安全性や航空法による規制を考慮した上で、周辺景観と調和する色彩を採用している。（清水港、静岡市）

### ●参考資料・ガイドライン

港湾景観形成ガイドライン（平成17年3月、国土交通省港湾局）  
海岸景観形成ガイドライン（平成18年1月、国土交通省河川局・港湾局 農林水産省農林振興局・水産庁）  
航路標識整備事業景観形成ガイドライン（平成16年3月、海上保安庁交通部）  
清水みなと色彩計画（清水港・みなと色彩計画推進協議会）  
田子の浦港みなと色彩計画（平成7年、田子の浦港管理事務所）

## 4 港湾・漁港

### （景観形成の方針）

2 港へ出入する船や荷揚げ施設など、港独特の情緒や力強さが感じられる雰囲気を活かし、これらの眺望を楽しむための場を親水性も考慮しながら整備するなど、潤いのある景観を創出するよう工夫する。あくまでも、主役は周辺の景観であり、安易な装飾やデザインの施設は配置しないこと。

### （留意事項）

2-A 海岸線や船の出入を眺めることができる場所では、眺望を楽しむ場や散策できる空間の整備に努める。

2-B 人工物で形成された港湾施設の周辺では、緑化などによりできる限り潤いのある景観となるよう工夫する。

2-C 産業の拠点としてだけでなく、交流拠点として憩いの場を備えた施設となるよう、複合的な利活用を検討する。



2-A 下田港や海岸への眺望を楽しむ散策路が整備されている海浜公園。（まどが浜海遊公園、下田市）



2-B 田子の浦港の泊地・航路浚渫で発生した残土を活用し、潤いと憩いの場となる緑地公園が整備された。（ふじのくに田子の浦みなと公園、富士市）



2-C 清水港は国際貿易港としての産業拠点だけでなく、多くの人々が交流する商業拠点が整備されている。（エスパルスドリームプラザ、静岡市）

# 5 公園

## （景観形成の方針）

1 地域の歴史や文化を取り入れた整備や、水や緑の積極的な活用などにより、人が滞留し眺望を楽しむ場としての役割を果たすなど、地域のより良い景観を創出するよう工夫する。

## （留意事項）

1-A 地域の歴史的、文化的資源を公園の中で保存、活用するなど、地域に親しまれている個性豊かな空間となるよう工夫する。

1-B 既存の地形や樹木などの自然を活かすとともに、新たに植栽や水辺空間を設けるなど、水と緑を組み合わせ、潤いのある景観を創出する。



1-A 旧鉄道敷を活用し、緑豊かな散策路を整備した事例。（蛇松緑道、沼津市）



1-B 緑と水に囲まれ、緑と水の回廊の眺望ポイントとして展望デッキが整備されている。（船越堤公園、静岡市）

## ●参考資料・ガイドライン

景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（平成23年6月、国土交通省都市・地域整備局）

# 5 公園

## (景観形成の方針)

2 公園は幅広い年齢層の人たちが快適に利用できる空間となるよう整備することが重要である。そのため、施設の形態や意匠等は、周辺の景観に調和するとともに、親しみやすい雰囲気となるよう工夫する。

## (留意事項)

2-A 自然が豊かな地域での公園施設等は、自然になじむよう、素材や色彩等を工夫する。

2-B 歴史的な地域での公園施設等は、周辺の雰囲気を阻害しないよう、素材や色彩等を工夫する。

2-C 都市の公園施設は、周辺のまちなみに調和するとともに、人々に潤いや安らぎを与えるよう、緑の充実や開放感の確保に努める。



2-A 緑豊かな公園の敷地内にあるモニュメントは、周辺の自然と調和するように落ち着いたブロンズ素材を使用している。(草薙総合運動場、静岡市)



2-B 沼津御用邸公園は、建造物や日本庭園を含み、全体的に違和感の生じないような施設整備となっている。(沼津御用邸記念公園、沼津市)



2-C 市街地に整備された庭園公園は、水と緑があふれた開放的な空間を演出している。(浜名湖ガーデンパーク、浜松市)

## 6 農地・農業用施設

### (景観形成の方針)

1 田園景観を形成している農地やその周辺の緑をできる限り保全するとともに、水路やため池等においては、その構造物が周辺の景観に調和するよう工夫する。

### (留意事項)

1-A 水田や畑地の広がりのある景観を保全するため、無秩序な転用を防止するなど、農地の保全に努める。

1-B 農業用水路等は自然石による凹凸のある護岸や捨石等の多自然工法により、魚類生息等の環境を整える。

1-C コンクリート護岸は表情が乏しいことから、必要に応じて人工的に表面処理を施すほか、環境保全型ブロックを採用するなど、場所や地域性を考慮して素材や工法を検討する。



1-A 地域との協働により棚田の保全を行っている。  
(千榎の棚田、菊川市)



1-B 段差のある水路の片側は、魚の行き来ができるよう、階段状の魚道を整備している。



1-C 自然石を用いた護岸は、エイジング効果で歴史的な趣が演出されている。(深良用水、裾野市)

### ●参考資料・ガイドライン

美の里づくりガイドライン（平成16年8月、農林水産省農村振興局）  
農業農村整備事業における景観配慮の手引き（平成18年5月、食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会、農業農村整備部会 技術小委員会）  
農業農村整備事業における景観配慮の技術指針（令和7年4月、農林水産省農村振興局）  
農村における景観配慮の実務マニュアル（平成20年3月、農林水産省農村振興局整備部地域整備課）  
農村における景観配慮の技術マニュアル（平成22年3月、農林水産省農村振興局整備部）  
静岡県農村環境対策指針（平成21年4月、建設部）

## 6 農地・農業用施設

(景観形成の方針)

2 ほ場整備事業は、生産性の高い農地の創出を目的としてほ場の大区画化等の整備を行っている。整備にあたっては、地域の景観と調和するよう工夫する。

(留意事項)

2-A 河川、樹木等の地域の景観の特徴となっている要素を保全するとともに周辺景観との調和を極力活かすよう努める。

2-B 景観的に優れた水田や樹園地などのある地域では、これらを活かした整備を検討する。

2-C 季節ごとに変化する美しい農村景観を生かした整備を検討する。



2-A地形を生かしたほ場整備により、富士山を背景とした美しい田園景観を創出している。(御殿場市)



2-B平坦で広大なみかん園と線形が美しい新東名高速道路の調和により、特徴ある畑地景観となっている。(原・新丹谷地区、静岡市)



2-Cスイートコーン・水稻・レタスなどの通年農業が可能となり、四季折々の姿を見せる水田風景。(森町とうもろこしの里地区、森町)

# 7 森林

## (景観形成の方針)

1 森林は、それ自体が主要な景観要素であるほか、建築物等の眺望の魅力を高める重要な背景ともなることから、伐採による景観への影響を抑える工夫をする。

## (留意事項)

1-A 主要な眺望点から眺望される場所においては、できる限り大規模な伐採を避けるよう努める。

1-B 山肌が露出しないよう、適度に樹木を残したり、伐採部分への植林を行う。

1-C 里山等では、常緑樹と落葉樹が混在するような変化のある森林景観をもたせるよう工夫する。



1-A 集落背後の森林により良好な里山景観が保たれている。(佐鳴湖里山保全モデル地区、浜松市)



1-B 採石・砂利採取後、早期に緑化を行うことにより、速やかに周辺景観との調和を図ることができる。



1-C 常緑樹と落葉樹がパッチ状に存在し、四季を通じて変化のある景観(伊豆市)

## ●参考資料・ガイドライン

静岡県森林景観形成ガイドライン(平成18年5月、環境森林部)  
森林景観づくり2004(平成16年、林野庁日光森林管理署)  
フォレストスケープ～森林景観のデザインと演出(平成9年、堀繁・斉藤馨・下村彰男・香川隆英)

# 7 森林

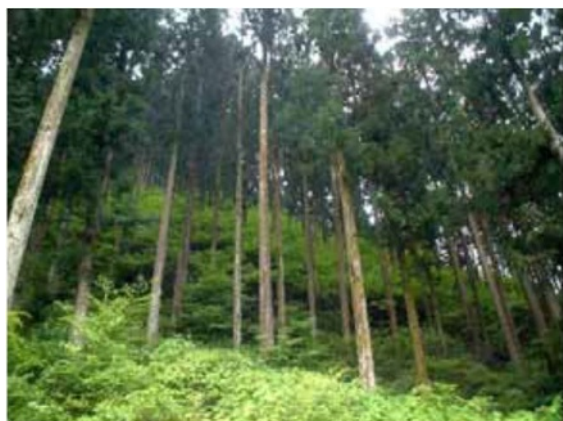
## （景観形成の方針）

2 森林は適切な維持管理を怠ると、樹木の過密化や地表の裸地化が進み、景観を悪化させる場合がある。そのため、間伐や下草刈りなど、適切な維持管理により、良好な森林が保たれるように工夫する。

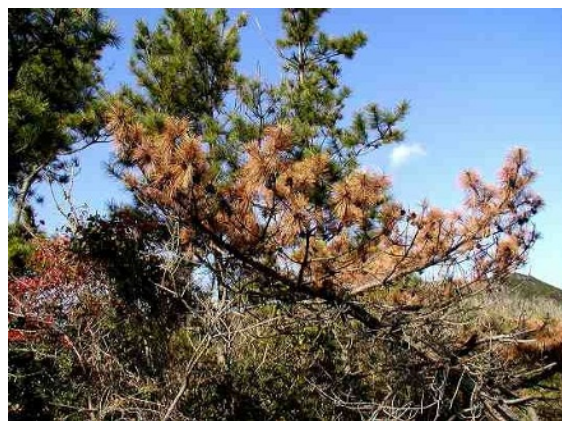
## （留意事項）

2-A 良好な森林が保たれるよう、間伐や下草刈りなどの管理を適切に行う。

2-B 病虫害を抑制するため、防除対策を強化する。



2-A 間伐が適切に行われている森林では、幹は下枝が少なくまっすぐ伸びて、太さや大きさが揃っている。（天竜美林、浜松市）



2-B マツ材線虫病被害によりクロマツが枯れ、景観を阻害する要因となっている。

## 8 公共建築物

公共建築物は、地域の景観を構成する重要な要素であるとともに、民間建築物の手本となるべき施設である。整備に当たっては、地域の風土、歴史及び文化等の地域特性や自然環境を活かし、周辺の景観との調和に努めながら、良好な景観を形成することが望ましい。なお、市町の景観計画において、地域ごとの景観形成の方針や色彩・デザイン等に関する具体的基準が定められている場合は、これを尊重し地域の景観形成の手本となることを目指す。

建築物、建築物本体に付属する施設等及び工作物(以下「建築物等」という。)そのものの形態、デザイン、色彩等は、地域特性、用途、機能等により異なり、建築設計における個別の検討が重要となるため、良好な景観を形成するための留意事項を記載する。

また、ランドマーク等個別の意味をもって設計する、あるいは施設の用途や機能により本指針にそぐわない建築物等は、本指針とは別の検討が必要になる。

### (景観形成の方針)

1 地域特性や自然環境を把握し、周辺の景観との調和や外部視点場からの見え方等に留意した配置とする。

### (留意事項)

1-A 美しい山並み、海岸、河川、歴史的建造物等を眺望する視点場からの視線上に建築物等を建設する場合は、その景観を阻害することがないように配置を工夫する。

1-B 周囲の建築物やまちなみとの配置の連続性に配慮する。

1-C 道路境界線及び敷地境界線からできる限り後退した配置とし、ゆとりのある空間の創出に努める。

1-D 敷地内にある建築物等の配置の全体的なまとまりを考慮する。

1-E 敷地内にある樹木を修景に活かすように配置を工夫する。

1-F 現況地形を尊重し、できるだけ大規模な造成は避ける。



1-B 連続性のあるまちなみ（島田市）

### ●参考資料・ガイドライン

住宅・建築物等整備事業に係るガイドライン（平成17年3月、国土交通省住宅局）  
官公庁営繕事業における景観形成ガイドライン（平成24年3月、国土交通省官庁営繕部）

## 8 公共建築物

### (景観形成の方針)

2 地域特性や自然環境を把握し、周辺の景観との調和や外部視点場からの見え方等に留意した形態及びデザインとする。

### (留意事項)

2-A 山稜近傍地では、背景となる山並みの稜線を阻害することがないように建築物等の高さを抑える等の工夫をする。

2-B 周辺の建築物の高さや壁面の位置等との連続性を考慮する。

2-C 敷地内にある建築物等の形態及びデザインの全体的なまとまりを考慮する。

2-D 大規模な建築物は、屋根、壁面、開口部等のデザインを工夫し、利用者に圧迫感を与えないように努める。

2-E まちなみを見下ろす視点場からは、屋根や屋上等が見えることに留意して、屋根や屋上等の形態及びデザインは、特に周辺の景観との調和に努める。

2-F 車庫、倉庫、汚水処理施設等の付属施設は、建築物の本体及び周辺の景観と調和のとれた形態及びデザインとなるように努める。

2-G 避難設備、高架水槽等は、防災性及び安全性等に支障のない範囲内で、遮へいするか、あるいは目立たないように設置し、建築物の本体及び周辺の景観との調和に努める。

2-H 敷地内の電線類は、地中化や形態の簡素化等により目立たせない工夫をする。

2-I 垣、柵、塀、門等の外構は、建築物の本体及び周辺の景観と調和のとれた形態及びデザインとするとともに、生け垣等の自然素材の活用を努める。



2-A 借景の富士山と調和したデザイン事例（富士宮市）

## 8 公共建築物

### （景観形成の方針）

3 周辺の景観と調和する色彩とするとともに、地域の風土、歴史、文化等を踏まえた素材の活用に努める。

### （留意事項）

3-A 耐久性があり、汚れにくい等、維持管理に優れた素材を使用するように努める。

3-B 地域産の木材、石材、瓦など地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらの地域特性のある素材を使用するように努める。

3-C 外壁や屋根等の色彩について、市町景観計画に推奨色や制限色が定められている場合は、これを尊重する。

### （景観形成の方針）

4 建築物の周囲や敷地内の積極的な緑化に努める。

### （留意事項）

4-A 敷地内はできる限り緑化を図るように工夫する。

4-B 樹種や植栽位置を工夫する等、季節やゆとりが感じられるように努める。

4-C 良好な景観を形成している樹木や地域で親しまれている樹木は、できる限り保存又は移植を行い、敷地内の緑化や建築物の修景に活かすように工夫する。

4-D 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、できる限り緑化等により修景し、まちなみや隣接する敷地と調和を図るように努める。



3-B 地域特性を踏まえ、木材を使用した事例（浜松市）



4-A 周辺景観となじませ圧迫感を低減する緑化（静岡市）

## 8 公共建築物

(景観形成の方針)

5 建築物と地域を結ぶ開放的な空間の確保に努める。

(留意事項)

5-A 敷地の境界部にはできる限り柵や垣根等を設けず、利用者が気軽に立ち寄ることができるように開放的な空間構成とすることが望ましい。

5-B 敷地内に美しい山並み等を眺望できる場所がある場合は、敷地内の植栽の高さや配置に配慮するほか、ベンチや広場を設置する等、利用者の休憩場所として整備することが望ましい。



5-A 開放性をもたせた前庭のある事例（静岡市）

# 写真提供

出典「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」 一般財団法人日本みち研究所発行

42ページ



44ページ



45ページ



45ページ



出典「補訂版 道路のデザイン～道路デザイン指針（案）とその解説～」 一般財団法人日本みち研究所発行

4ページ



56ページ



出典「土木学会デザイン賞」  
富士宮市（撮影：安川千秋）

6ページ



出典「土木学会デザイン賞」  
株式会社東京建設コンサルタント

12・50ページ



出典「エンジニア・アーキテクト協会」土木デザインノート  
小野寺康都市設計事務所

12ページ



## しずおか色彩・デザイン指針

---

平成23年 6月 初版発行

平成23年12月 第2版発行

平成26年 7月 第3版発行

平成30年 7月 第4版発行

令和 8年 3月 第5版発行

編集・発行 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
電話番号 054-221-3702